

令和3年度第5回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第2号）

令和3年9月13日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

- 1 番 中 城 峯 雄 君
- 4 番 福 本 悟 君
- 6 番 増 田 安 至 君
- 11 番 藤 川 博 和 君
- 9 番 福 永 啓 君

2 出席議員は次のとおりである（13人）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 番 中 城 峯 雄 君 | 2 番 井 藤 はづき 君 |
| 3 番 宮 川 一 幸 君 | 4 番 福 本 悟 君 |
| 5 番 田 上 英 司 君 | 6 番 増 田 安 至 君 |
| 7 番 森 田 優 二 君 | 8 番 岩 永 宏 介 君 |
| 9 番 福 永 啓 君 | 10 番 田 上 忍 君 |
| 11 番 藤 川 博 和 君 | 12 番 清 水 聖 君 |
| 14 番 池 田 浩 二 君 | |

3 欠席議員（1人）

- 13 番 井 本 昭 光 君

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 本 田 隆 裕 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長 藤 木 正 幸 君	副 町 長 宮 本 正 君
教 育 長 上 杉 奈 緒 子 君	総 務 課 長 野 口 壮 一 君

企画財政課長	坂本 幸喜 君	町民税務課長	畑野 英樹 君
福祉課長	西橋 静香 君	こども未来課長	沖 勝久 君
健康づくり保険課長	作田 豊明 君	農業振興課長	井上 辰弥 君
商工観光課長	鶴野 修一 君	建設課長	島田 誠也 君
環境保全課長	田中 智徳 君	会計管理者	宮崎 尚文 君
学校教育課長	西本 和美 君	社会教育課長	緒方 良成 君
監査委員	吉川 勲 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（池田浩二君） おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（池田浩二君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○1番（中城峯雄君） 1番、中城峯雄です。

子ども・子育て支援事業の取組みについて、町の人口増加を図る観点から一般質問します。

我が国の総人口は、平成22年の1億2,806万人をピークに減少傾向にあり、年々少子高齢化が進んでいます。一方、我が国の合計特殊出生率は1990年、平成2年の1.57ショックをきっかけとして、これまで様々な取組みが進められてきましたが、その後も減少に歯止めがかからず、2020年はコロナ禍の影響もあり、1.34人と前の年から0.02ポイント低下し、人口減少の要因となっています。熊本県では2020年は1.60と全国平均は上回っているようであります。

御船町の令和3年3月31日現在の総人口は1万6,927人で、前年度比49人の増加となっており、出生者数は113人で、3人以上の多子世帯が増加傾向にあり、いい流れになってきていると思います。この流れをさらに進めるためにも、現在町が進めている企業誘致等を積極的に推進し、雇用の確保と併せ、子育て支援事業の充実を図り、御船町に住みたい、

住んでよかったと思える魅力あるまちづくりに取り組んでいくことが、人口増加につながる最優先課題の一つであると考えます。

このような状況の中、町では、令和2年3月に第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援を計画されていますが、これらの事業をどのように実行されているのかについてお尋ねをいたします。

個別の質問は質問席から行います。

○町長（藤木正幸君） 中城議員の子ども・子育て支援事業について、お答えをいたします。

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言や協力を得られにくくなっているなど、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育てについての不安や悩みを抱えている場合も見受けられています。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、将来の担い手を育成することの基礎づくり、未来への投資であり、社会全体で取り組むべき課題と考えています。

このような状況を踏まえ、御船町では、令和2年3月に「未来へつなぐ子育ての輪を広げよう」を基本理念に、令和2年3月に令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間とする第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援を総合的に取り組んでおります。

少子化や子育てニーズの多様化など、子育てをめぐる社会的な状況に対応し、子育てにゆとりを持てる町、心豊かに健やかに育つ町、地域で子育てを見守る町を目指し、先ほど申し上げた基本理念のもと、将来を担う子どもたちが心も体も健やかに育ち、子育てにかかる人々がゆとりと自信を持って子育てができる環境づくりを進めてまいります。

その他、個別の質問については担当課長から答弁させます。

○1番（中城峯雄君） それでは、個別質問に移ります。

国・県・町独自の支援事業についてどのような制度があるのか、お尋ねをします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

国の定める子ども・子育て支援事業13事業のうち、御船町では9事業、利用者支援、地域子育て支援拠点、乳幼児家庭全戸訪問、子育て短期支援、ファミリーサポートセンター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブを実施しており、県内でも積極的に子育て支援に取り組んでいる自治体の1つです。

県の支援についても、国と同様の支援事業、プラス県単独事業として、多子世帯を対

象とした保育料補助や私立保育施設への運営費補助があります。

また、町の単独事業として、結婚や出産の際に5,000円分のお祝い金を配布するアニバーサリーチケット、1歳未満月額5,000円、1歳以上2歳未満月額3,000円を配布する育児用品券の支給、中学生以下の医療費を助成する子ども医療費補助、保育園への障がい児受け入れを実施する障がい児保育事業など、多種にわたり実施しており、総合的に見て、郡内でも手厚い子育て支援となっております。

○1番（中城峯雄君） ただ今、子育て支援事業について、国の定める事業が13あり、そのうち御船町は9事業を実施していますということで、県内でも積極的に取り組んでいる自治体の1つと評価されていますが、それは取り組んでいる事業数なのか、それとも内容でしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

単独事業も含めて取り組んでいる事業数も多く、また内容も充実しており、いずれもほかの自治体と比べて劣らないものと自負しております。

○1番（中城峯雄君） 個別にはまた後でお尋ねいたしますが、次に、県の支援事業としては、県単独事業として、多子世帯を対象とした保育料補助や私立保育施設への運営補助があるということですけれども、保育料の無償化は令和元年度から全ての子どもに無償化になったのではないのでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

全ての子どもが対象というわけではなく、3歳から5歳児クラスの全ての子ども及びゼロから2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもの保育料が無償化の対象となっております。これは全て全国同じ基準で運営をされております。

○1番（中城峯雄君） はい、そのことはわかりました。

次に、町単独の事業として、アニバーサリー事業があり、結婚や出産の際に5,000円のお祝い金を配布されております。令和3年度の当初予算を見ましたら、結婚が70件、出産が130件で、計100万円予算計上されております。これは、昨年度の実績をもとに予算化されていると思いますが、現時点では何件発生しているのでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

令和2年度の実績を取りまとめていますので、そちらの方で御報告したいと思います。

令和2年度の実績につきましては、全体で170件でした。結婚が57件、出産が113件で

す。

○1番（中城峯雄君） めでたいことですから、これは令和3年度の予算が足りないようになればうれしいことですね。

次に、育児用品の支給については、御船町育児用品支給実施要綱を読ませていただきました。利用対象者は第3子以上で、満1歳以下の幼児を養育している家族となっており、紙おむつやミルクなどを購入する育児用品券により町内の店舗から購入できるようになっております。予算書では、ゼロ歳から1歳が35人、1歳から2歳までの45人の計372万円が計上されています。予定どおりに、現在対象者は何名で、支給実績は幾らでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

こちらにつきましても、令和2年度の実績ということで御報告させていただきます。

令和2年度の実績につきましては、72名、789件となっております。5,000円券を393件、3,000円券を396件となっています。

○1番（中城峯雄君） こころ辺は今、令和3年度の途中ですから、まだ確定はしておりませんが。

次に、子ども医療費については、平成28年作成の子育てハンドブックによると、対象者は誕生日から満6歳に達するまでとなっております。要するに、小学校に入るまでは無償ということですね。郡内の自治体を調べましたが、15歳まで無償化が3自治体、18歳までが1自治体無償化であります。既にここはかなり御船町と差がついております。それぞれの自治体で事情があると思いますが、御船町も段階的に引上げをしていくことを検討する時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

平成26年度以降、子ども医療費につきましては、見直しをしておりますことから、県内、郡内における子ども医療費をめぐる状況や子育て世帯のニーズ、財政負担のバランスを考慮した上で、子ども・子育て支援事業全体の中で、慎重に検討を要する課題であると考えておりますので、こちらにつきましては御理解いただきたいと存じます。

○1番（中城峯雄君） この子ども医療費です、これは子育て世代にとって大変関心が高い事業で、定住地を検討する際の大きな選定要素となっております。町のホームページや、これをいただいたんですね。『子育てハンドブック』これをもとに、どこに決めようかというときに、これを参考にして決められるということをよく聞きますが、このハンド

ブックは平成28年の作成で、変更になっている箇所もあります。新たな支援を見直して、新しくこのハンドブックを改訂される構想はありませんか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

今年度、現在リニューアル版の作成に取りかかっているところです。年度内には発行を予定しているところです。

○1番（中城峯雄君） リニューアル版を今作成中ということで、それでは、子育て支援事業の見直しなり追加なりをぜひ入れてもらって作っていただきたいと思います。

この医療費は、この後福本議員も一般質問しますから、私はこの辺にとどめておきます。

次に、障がい児保育については、障がい児保育事業補助金交付要綱が規定されております。障がい児の保育を実施している保育所が対象ですけれども、現在、町内で何カ所あって、何人の障がい児の方が保育を受けておられますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

公立の2園、そして私立の6園が受入れの対象保育施設となっています。現在は4園、若葉保育園、御船昭和保育園、高木保育園それから認定こども園みどりの里で受入れを行っているところです。令和2年度の受入れの実績がありますので、御報告をします。

令和2年度につきましては、6人の受入れとなっております。

○1番（中城峯雄君） 6人の受入れをされているということですね。

次に、ではこの子育て支援事業です。町の総合計画及び令和3年度の予算書にどのように反映して実行されておりますか。お尋ねします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

町の総合計画及び子ども・子育て支援事業に基づき、令和3年度におきましては、総事業費が約11億500万円の子育て支援事業予算を計上しております。子どもが安心して産み育てられるように妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、児童相談所、学校、役場内関係各課とのケース会議や保健師と、こども未来課職員で支援の必要な妊婦の家庭の訪問を行うことで、関係機関との情報共有と連携による医療体制の拡充や、母子保健医療等を重視しながら、心理的、経済的な負担の軽減を図るとともに、保育所等や放課後児童クラブなどで児童の健全な育成を支援し、子育て世帯が安心できる環境づくりに取り組んでいきます。

○1 番（中城峯雄君） 令和3年度の予算書にも確認しましたが、23の事業がありまして、ここに書いてある、今の答弁のように、金額にして11億5,000万円、予算化されているようであります。これも御船町は総合的に、郡内で手厚い子育て支援等を評価されていますけれども、これは郡内の他の自治体もちゃんと調べて評価されていると思いますけれどもね。医療費補助のように、まだ他の自治体に並んでいない事業もあります。次の令和4年度の予算編成時にはこころもぜひ考慮して予算編成をお願いしたいと思います。

次に、子育てしやすい町となるよう、どのような支援事業を計画し実行されておりますでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

子育てのしやすい町となるよう、総合計画及び子ども・子育て支援事業に基づいて、先ほどお答えしましたとおり、国・県・町の事業を実施することとなります。具体的には、通常保育事業はもとより、延長保育事業、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業や病児・病後児保育事業、学童保育事業などの保育支援など、多様な支援を継続して実施し、子育て世帯の仕事と育児の両立支援に取り組んでまいります。

また、育児用品券や子ども、ひとり親、未熟児を対象とした各種医療費助成により、経済的負担の軽減対策を実施するとともに、虐待などで苦しむ子どもたちを守るため、児童相談所と要保護児童対策地域協議会の連携強化やこども未来課での随時の窓口相談を通じて、子育て世帯の心理的な負担軽減の支援に取り組んでいきます。

これらの取組みにプラスして、今年度は全ての児童施設にコロナ対策補助金を予算化し、コロナ禍でも安心して預けられる環境整備や要支援児童の学校単位でのケース会議開催など、子育てしやすい環境の整備についても、支援を行っているところです。

○1 番（中城峯雄君） 現在の子育て世帯の方たちは、私たちの時代と比べて共働きの方が多くて、仕事と育児の両立、さらには経済的な負担でストレスを抱えた家族が多いようです。加えて、昨今のコロナ禍で、さらに経済的・精神的な負担が増えています。9月7日の熊日の社説によりますと、2020年度に対応した虐待件数は初めて20万件を超え、最多を更新したとの記事がありました。町に対して、相談や支援を求める声がどれくらい上がっているか、捉えておられますでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

児童虐待への対応につきましては、制度改正及び体制の強化など、その充実化がこれ

まで図られてきました。しかしながら全国的にも深刻な児童虐待事件などが後を絶たずに、相談件数も増加の一途をたどるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

御船町においても同様な状況で、コロナの影響もあり、令和2年度は相談件数が222件、前年度比で1.32倍と増加し、今年度も令和2年度並みに推移しているところです。また、育児課題以外にも、経済的な困窮や複雑な家庭事情などの課題が混在していることが多く、緊急性を伴うなど、相談内容の深刻化も懸念されるということです。

○1番（中城峯雄君） 御船町で、令和2年度は222件とおっしゃったですね。それぐらいに、本当に悩んでいる保護者の方が多いということで、今こそ子育て世帯の経済的な負担や心理的な負担を軽減するため行政の支援が不可欠であります。今やっておられると思いますけれども、この、やはりアフターフォローといいますか、これも当然必要だと思いますし、まあこれだけあれば大変でしょうけれども、これを頼るのは、地域の方にもあまり相談できませんこともありますし、行政しかないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、子育て世帯が気軽に相談できる体制づくりを、児童相談所あたりとの緊密な連携も取ってもらって、こういった相談には迅速に対応していただきたいと思います。

次に、地域ぐるみの支援事業環境整備に向けた取組みはどうなっているのでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

地域ぐるみの支援事業の環境整備につきましては、国の事業の中にファミリーサポートセンター事業があります。またこれは、子育てふれあい館内に設置をしているところです。また、コロナウイルス感染症の拡大の前には、上野保育園を地域との交流の拠点と位置づけ、地域の方々との交流イベントを開催していました。現在は、コロナ禍が影響しまして、地域との支援事業の積極的な取組みが難しい状況ではありますが、アフターコロナでは再開をする予定としております。

○1番（中城峯雄君） ファミリーサポートセンター、子育てふれあい館の中にあるんですね。令和3年度の予算書に200万円ほど計上されておりますけれども、意外とこれは知らない人が多いんですよ。事業内容を説明してください。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

ファミリーサポートセンター事業ですけれども、地域の子育て支援を希望する方と、

子どもの預かりなどの援助を希望する保護者、子育て世帯の保護者を橋渡しし、子育て支援を行う事業となっております。登録制ではありますがけれども、地域の方々が、空いた時間を活用し、できる範囲で援助を必要とする家庭の子育てのサポートをしていく、地域の中での支え合いの活動となっております。

○1番（中城峯雄君） 私も孫を連れて一度行ったことがあるんですけども、子どもを預かることができる人、現在72名いらっしゃる、横ばいの状態ということですけども、こういう方たちはどんな環境の方が登録をされておられるのですか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

援助会員の方につきましては、子育てをひと段落された主婦層の方が多いと把握しております。またその一方で、子育て中のお母さんの登録もございまして、お互いが持ちつ持たれつの関係の制度となっているところです。

○1番（中城峯雄君） まだその認知度が低いということですけども、私はこのファミリーサポートセンターって何だろうと思って、地域の民生・児童委員の人に聞いたんですよ。この事業内容をよく知らんようなのです。それでやはり認知度を高めるということですけども、地域の事情に精通している民生・児童委員がよく知らんということでは、これはいかんと思いますので、この民生・児童委員との連携も不可欠ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

地域の事情に精通しよく御存じである民生・児童委員へのPRも認知度向上への有効な手段だと思います。今後につきましては、会合など機会を捉えて、周知を行いたいと考えます。

○1番（中城峯雄君） せっかくこういう事業があるけれども、本当に認知度は低いと思いますよ。私はたまたま行ったから、こんなところがあるんだと思って、気がしますがけれども。特に現状のコロナ禍の中で、育児と仕事に悩んでいる方がおられますので、早急の対応を求めたいと思います。

次に、町の人口増加のため、どのような施策を講じ、実行しておられますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

先ほど議員もおっしゃったように、国全体の総人口は減少の傾向にありますけれども、御船町のゼロから4歳までの人口については、平成31年3月末で696人、令和2年3月末

で683人、令和3年3月末697人、そして直近の令和3年8月末が713人となっております。これは増加傾向にあることから、今後、保育の対象となる世代が増えることが当然予想されるということです。

また、住宅地の整備や御船インターチェンジ周辺の開発など、社会情勢の変化に伴い、子育て世帯の転入者が増加している傾向にあり、電話であつたりこども未来課窓口での、保育所の入園相談も多い状況です。これらのことから、御船町への転入が加速し、園児数の増加や保育所待機児童の発生もあり得ることから、今後保育所の定員も含め、子ども・子育て支援事業計画の見直しが必要となります。

また、現在実施している各種子育て支援事業につきましても、子育て家庭の利用しやすく効果のあるものに見直しを進めること。子育て世帯は若い方が多く、パソコンやスマホなどのITツールを使って情報を得られることから、町の子育て支援についても伝わりやすく、また利用しやすいものに検討し、転入者の流れの加速化、町の人口増加につながるよう、子育てしやすいまちづくり、子育て環境整備に取り組みたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） ぜひ、今おっしゃったようなことで、まず、来年の予算にも反映してもらって、そしてその体制もやはり、体制づくりもよろしく願いしたいと思います。

私が住んでいる高木地区も、周りを見ますと子育て世代の転入者が増えております。現在の子育て支援事業もより効果のあるものに見直していくということですので、ぜひ進めていていただきたいと思います。定住を希望する方が、先ほど申しましたけれども、御船町ではなく、近隣の町を選んだという話もよく聞きます。これは事実です。だから、御船町には独自の支援事業が、子育て支援の事業があり、子育てしやすい環境だという評判が立つよう、さらに子育て支援の充実と、それと子育て世代へのPRも兼ねて、ぜひとも取組強化をお願いしたいと思います。

以上で、1の子ども・子育て支援事業について、終わります。

次に、2の通学路の安全確保について。町道高山中央線の通学路の安全確保について、どのように考え、どのような施策を講じておられるのか、お尋ねいたします。

○町長（藤木正幸君） 通学路の安全確保について、お答えをいたします。

通学路の安全確保については、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者等が連携し、通学路合同安全点検を実施してまいりました。本年度は、千葉県八街市での事故を受け、改めて対応すべく、先月26日に通学路合同安全点検を実施いたしました。

各学校が事前に点検し、危険箇所として教育委員会に報告した箇所を学校管理職、PTA役員、地域の交通指導員、道路管理者や警察署、町職員が合同で実際に歩きながら点検し、その対策等について検討をいたしました。

通学路の安全確保は、町にとっても重要な課題だと認識しています。子どもたちの安全を第一に考え、ソフト、ハードの両面から対策を進めてまいります。大規模な工事が必要など、早急に対応できない箇所についても、当面の対策を講じて、安全の確保に努めてまいります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○建設課長（島田誠也君） 先ほど議員のお尋ねの中に、町道高山中央線の通学路の安全確保についてということで御質問ございました。道路管理者であります建設課から少し答弁をさせていただきます。

町道高山中央線につきましては、バス路線であります。道幅が狭く、また歩道についても途中まで切れており、ゴルフ場の利用客の車や抜け道として利用する車も多く、通学する子どもたちの交通事故の危険性が高いことから、通学路合同安全点検においても、学校より危険箇所として以前から歩道設置の要望が出されているところです。また、地元高山区からも自動通学路歩道設置について要望がここ数年毎年出されております。

これまで、安全確保の観点から、児童への安全教育の徹底や学校、地域の見守りに加え、ドライバーへの減速を促すために、路面に破線表示を行うなど、できる範囲での対策を講じてきたところですが、子どもたちの安全確保の面から、有効な対策とまでは至っていない現状です。今後町としましても、通学路合同安全点検の結果や地域からの要望を踏まえ、子どもたちの安全を第一に対応してまいりたいと考えております。

○1番（中城峯雄君） この町道高山中央線の通学路の安全確保については、これは平成27年5月、藤木町政になってすぐです。当時の高山区の緒方区長は要望書を出されています。私もいただいて、ここに控えがあります。その後も何度か地区から、学校から要望しておりますけれども、どのようになっているのか経過報告も全くありませんで、地域の人が「どぎゃんなっとどだろうか」という話がありますので、地域の要望を受けて今回私は「じゃあ、一般質問してみましよう」という経緯で今ここに立っているところでございます。

先ほど町長答弁にあったように、千葉県八街市で、下校中の児童の列にトラックが突

っ込み、5名が死傷するという痛ましい事故が発生をいたしました。このことにより、国・県からの指示を受け、8月26日に通学路の合同点検を実施されました。

教育長にお尋ねしますけれども、恐らく初めて教育長はこの現地を見られたと思いますけれども、どのようにお感じになったのでしょうか。

○教育長（上杉奈緒子君） お答えいたします。

実際に町道高山中央線、コンビニエンスストアからゴルフ場までのところ、歩いて確認させていただきました。道路幅は狭いですし曲がりくねっております。そこから本道に出るところで、非常に危ない場所だなと感じました。対策につきましては、関係課とも相談してまいりたいと思っております。

○1番（中城峯雄君） この箇所は、学校も役場も警察も、みんなが危険箇所ということを承知しています。それを今まで、白線を引いたり小手先のことはやっておりますよ。子どもたちの安全を考える立場として、教育長はどうしたらいいと思いますか。

○教育長（上杉奈緒子君） まず児童生徒の安全確保のためには、通学路の安全点検はとても重要なことだと考えております。子どもたちには、実は安全教育で、自分の命は自分で守るよという安全教育がなされております。ただ、それだけでは命を守ることができないということも確かです。整備上必要な安全確保ができなければ子どもの命を守ることができません。そういった意味では、各関係機関が連携しながら、関係機関にはきちんとお伝えしながら対策を取っていくことが教育委員会の役割ではないかなと感じております。

私も時折交通指導に立っておりますけれども、非常にやはり車のスピード等も速くて危険だと思うことがたびたびあります。各地域でも見守りをしていただいております。恐らく危険な場所にはそれぞれの地域の方々が立っておられるんじゃないかなと思っております。そういった方々の声、関係機関にも伝えながら、連携し、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○1番（中城峯雄君） この箇所は、先ほど建設課長の答弁でもありましたように、ちょうど通学の時間帯にチサンのゴルフ客が、もうスタートに間に合わんとでしようね、猛烈な勢いであそこを通るんですよ。ちょうどカーブ、私も何度か見に行きましたけれども、それは自分の命は自分でと、子どもが守りきるもんですか。八街市の事故でも、ちゃんと通学路を歩いていたのに突っ込んでくる。これはどうもならんとですよ。それはまたちょっとケースが違うと思いますけれども。

そういった箇所ですから、ぜひ、事故が起きらんうちに何とかしていただきたいと思っています。本日は、朝早く、地元の、最初平成27年に要望書を出された高山の緒方前区長です、それから現区長の山下さん、それから交通指導員の山下民生さんの3人が朝早くから、下でモニターを聞いております。地元の区長からも聞いたんですけども、「もうやっぱり道路拡張をしてもらわんなら、どぎゃんもならんばい」ということで、そのことも想定して、地区の区長はもう既に地権者の内諾も得ております。もちろん金がかかりますけどね。だから、そういった用地交渉等にも、地元も全面的に協力するというので、今日見えているんです。だから、連携を取りながら、善処方お願いしたいと思っています。

今回の質問は通学路に焦点を当てましたけれども、そのほかにも、高山地区の高齢者の方が、高山区から国道にあるセブンイレブンまで杖をついたり、あれに乗ったりして買い物に行かれるんですよ。だから、それも危ないという地元の人の声です。そういった高齢者の危険も伴いますし、またそのほかにも、高山地区は非常に将来の発展が見込めるところだと思います。熊本地震でもほとんど被害がなかったんですよ。水害の心配もない。だから、そういった住環境に適した場所もかなりあります。小池高山インターにも近いですね。集落入り口の道路が広くなれば、高山地区の発展、ひいては御船町の発展につながると私は信じてますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今、議員が言われたように、高山地区は小池高山インターに近く、事業用地としても住宅用地としても、今後発展していくことが見込める地域だと感じております。また、地域ではホタルの里づくりなど、地域活動も頻繁に行われております。

町道高山中央線については、通学路に加え、高山地区の生活道路というところも認識しております。高山地区で一番私が思うところは、高山地区のコミュニティーです。地域の方が本当に仲良く手を取り合って、住み続けていただいております。今後も、この地域の方々が住み続けられるように、町としても努力をしていきたいと思うし、これからも話していきたいと思っております。

○1番（中城峯雄君） 町長もいろいろな総会、敬老会あたりで足を運んでおられまして、高山の事情はもう精通しておられると思いますので、ぜひともですね。

それと、教育長からもやはり、教育の現場を統括される教育長ですから、通学路の安全ということで、町長部局にもぜひ上申していただきたいと、そして改善をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） ここで11時まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○4番（福本 悟君） まずはじめに、本日は町民の皆様がいろいろな形で、傍聴をされ、心より感謝を申し上げたいと思います。

それでは、先般事前に通告した内容について、質問をしたいと思います。

子ども・子育て支援の充実について、伺わせていただきます。子ども・子育て支援の制度については、どのようなものでしょうか。全ての家庭が安心して子育てができ、子どもたちが笑顔で成長していくために、平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度、本町においても平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき町の子ども・子育て支援事業計画を策定をされ、様々な子育て支援策を推進されております。

それでは、本町における子ども・子育て支援の状況はどのようになっていますでしょうか。町の最上位計画であります第6期総合計画では、将来像である「みんながわくわくする御船町」これを将来像として、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的として、子育て支援体制への充実を基本施策に、子育てに必要なサポート体制の充実や経済的な負担軽減、不安解消を図り、結婚、出産、子育てがしやすい環境づくりを推進されております。

次に、関連計画の1つでありますまち・ひと・しごと創生法に基づく本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、基本目標を、御船で縁を結び、子育てしていく希望をかなえることを掲げられ、出会いの場の創出や相談体制の構築、情報提供の充実を図ることや、多様化する子育てのニーズに対応し、子育てをしやすい環境づくりを行うなど、結婚から子育てまでの切れ目のない支援に、取組みをされております。

今まで述べましたように、この子ども・子育て支援については、町の総合計画を核として、先ほどの関連計画等にKPI等を掲げられ、その結果が達成できたのでしょうか。

また、子ども・子育て支援事業計画の策定におけるアンケート調査、ニーズ調査にお

いて、子育てに関する御意見、御要望を数多く拝見させていただきました。

町長におかれましては、この現状をどのように認識され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図るため、町の独自支援である子ども医療費助成などの拡充や見直しについて、どのように考えているかを伺わせていただきます。

再質問は質問席で、要旨ごとに質問・答弁で進めさせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 福本議員の子ども・子育て支援の拡充についてお答えをいたします。

子ども・子育て支援の拡充について、少子化が進む中、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを進めることは、国や地方自治体にとって重要な課題となっております。現在、多くの自治体で独自の子育て支援策として子ども医療費助成制度が実施されており、高額な窓口負担があるために必要な受診が抑制されたケースが、助成制度により適正な受診につながることで子育て世帯の経済的支援にとどまらず、早期発見、早期治療による疾病の重症化を防ぐなど、大きな役割を果たしています。

御船町においても、平成12年4月から県下でもいち早く子ども医療費助成を開始し、平成26年8月からは、小学校卒業までの助成を中学校卒業までに拡充し、現在に至っております。今後も、御船町子ども・子育て支援事業計画の基本理念でもあります「未来へつなぐ子育ての輪を広げよう」のもと、子どもたちの健やかな成長とゆとりある子育てのため、子ども・子育て支援の拡充に努めてまいります。

その他、個別質問について、担当課長より答弁させます。

○4番（福本 悟君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、第1点目ですけれども、子ども・子育て支援新制度について伺わせていただきたいと思います。

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づき、幼児期の教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、平成27年に始まった制度と伺っております。新制度により、どのように町が変わったのか、お答えをいただきたいと思います。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

子ども・子育て支援新制度につきましては、子ども・子育て関連三法により、平成27年子ども・子育て支援制度が本格的に施行され、乳幼児から学童期を含む子育て支援の量、質の拡充、支援計画の策定など、従来の方法に加え、企業主導の保育事業などへの支援が新たに示されました。

私たち市町村が主体となり、子ども・子育て会議を設置し、地域のニーズに基づいた子ども・子育て支援事業計画を作り、計画に従って保育施設や地域の子育て支援事業などの提供体制を整えるとともに、国・県が町の取組みを制度面、財政面から支えるというものです。

○4番（福本 悟君） 課長の答弁を伺わせていただきました。少しわかりにくいかなと思ひまして、少し、私のほうでまとめをさせていただきました。

また、再度課長に確認をさせていただきたいと思いますが、旧制度との変更点というところで、大きくは3点ほど変わっているかなと思ひます。1つは、保育に対する財政面の措置の拡充が1点目。それと認定こども園制度の改善、3点目が地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実というところで認識しておりますが、何か課長、補足がありましたら、説明をお願いしたいと思ひますが。

それでは、今回の一般質問は、それぞれの計画があります。まずは先般公表いただきました町の総合計画の実施計画、それと子育て支援事業計画、それと総合戦略、それと今回本題になります子育てに関する御意見、御要望、こちらはコピーした分になります。こちらをもとに、質問をさせていただきます。

では、2点目に入ります。御船町の子ども・子育て会議について伺わせていただきます。平成24年8月に公布されております子ども・子育て支援法により基礎自治体に設置が求められる会議と伺っております。委員の構成状況、会議の役割について説明を求めたいと思ひます。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

まず、今の御質問にお答えする前に、先ほどの旧制度との変更点3点、おまとめのほうをいただきました分ですけれども、こちらのほうも3点、旧制度との変更点があります。私立保育所への運営費補助の強化、保育に対する財政支援の充実、2点目として、幼稚園と保育園のよいところを1つにした認定こども園制度の改善、第3点目に、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、こちらは新制度から設置の一部義務化なども含まれているところです。議員のおまとめのとおりかと思ひます。

それでは、2点目の質問の、子ども・子育て会議についてお答えをしたいと思います。

御船町の子ども・子育て会議の位置づけにつきましては、子ども・子育て支援法及び

御船町子ども・子育て会議条例に基づき設置されています。委員は子育て家庭、幼稚園、保育所などの事業関係者、学識経験者、PTA、地域住民など12名で構成され、この会議において評価及び検証を年1回行っており、子育て支援の施策に関し、地域のニーズを反映する役割を担っているものです。

○4番（福本 悟君） それでは、次に、町の子ども・子育て支援事業計画について伺います。市町村子ども・子育て支援事業計画は5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需給計画とありますが、計画の位置づけ及び事業計画について、説明を求めたいと思います。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

子ども・子育て支援事業計画の位置づけは、子ども・子育て支援法に基づく事業計画で、御船町総合計画の子ども・子育てに関する分野の個別計画に位置づけています。5年を1期として、18歳未満の子どもたちと、妊娠出産期からの保護者、子育て家庭を対象に、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示したものとなっており、現在は、令和2年度から6年度までを計画期間とする第2期の2年目となっています。

○4番（福本 悟君） では、本題に入っていきたいと思います。こちらの方に子育てに関する御意見、御要望、これはコピーしたものになりますが、町の子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査・ニーズ調査について伺わせていただきます。

第2期の子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、町の子育ての状況や幼児教育・保育、地域の子育ての支援の利用希望などを把握、計画策定の基礎資料とありますが、調査の対象者及びその回収状況について説明を求めたいと思います。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

ニーズ調査につきましては、就学前の児童、小学校の保護者1,338件を対象に実施しております。有効回収数は499件となっています。

○4番（福本 悟君） それでは、このアンケート調査における子育てに関する御意見、御要望について、伺わせていただきます。

先ほどの資料になりますが、この中に、小学生の保護者に対しての経済的な支援についての御意見、要望があります。どのような御意見、御要望があったのか、説明を求めたいと思います。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

ニーズ調査での御意見、御要望につきましては、かなり多くのものが自由回答も含め寄せられています。全てを紹介するのは当然難しいものですから、一部についてお答えしたいと思います。

まず、ニーズ調査での御意見、御要望においては、医療費無料など他の町村をもっと見てほしい。子ども医療費が無料になるといいです。インフルエンザの予防接種もあると助かりますといった、経済的な支援の要望や小児科病院の充実、子どもの居場所や安全に遊べる場づくりなども、多種多様な意見が寄せられました。

○4番（福本 悟君） ただ今、課長から御答弁をいただきました。この御意見、御要望のほとんどが、医療費関係です。今回の質問に当たっては、やはりこの前に町民の皆さんからこういう声を聞きました。それで今回、この質問ということになったわけですが、ほとんどが子ども医療費、先ほど答弁をいただきましたように多くは無料の言葉がほとんどになります。抜粋で、全部で7項目ほど書いていますが、これは時間の都合上、課長においても全部把握をされていると思います。今回は子育てに関することですが、中には町全般の要望等もかなりいろいろな要望等がっておりますので、こちらについては、必ず全課でこのアンケート調査を確認されて、まちづくりに反映していただければと思っています。

それでは、次の質問ですが、計画の策定についてであります、この住民のニーズ調査、アンケート調査を実施され、地域住民からの声として医療費にかかる経済的な支援を多く耳にしておりますが、こういった声やニーズを子育て支援事業計画や予算面どのように反映させておられるのか、説明を求めたいと思います。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

計画策定に係りますニーズ調査で、医療費に係る経済的支援の御意見、要望が寄せられたことは、先ほど申し上げましたとおり把握をしているところです。子ども・子育て支援事業計画では、子育てにゆとりを持てる町、心豊かに健やかに育つ町の基本目標を掲げ、本年度も予算ベースで約6,000万円の医療費助成を行い、子ども・子育て世帯の負担軽減と子どもたちの健やかな成長を支援しているところです。

○4番（福本 悟君） ただ今、沖課長から答弁をいただきました。ただ、答弁を聞く限り、先ほどの住民の声といいますか、ニーズ調査の結果が、この第2期の事業計画、それと予算面になかなか見えてこないのかなと感じております。見る限り変化がないのかなと感じ

ておりますが、また、これは後々また確認していきたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、先ほどの中城議員の質問と重複しておりますが、非常に大事な部分ですので、再度答弁をお願いしたいと思います。

本町における子ども医療費助成制度について、説明を求めたいと思います。併せて、郡内の自己負担の状況、それと医療費の助成の対象年齢、先ほどの中城議員とダブルかもしれませんが、説明を求めたいと思います。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

御船町では、子ども医療費につきましては中学校卒業までを助成対象としています。自己負担額につきましては、通院が1,000円、入院が2,000円、調剤は無料となっています。また、郡内の自己負担の設定ですけれども、自己負担を設定している団体につきましては、郡内では御船町のみとなっております。

○4番（福本 悟君） 沖課長、あと1つ、医療費助成の対象年齢、先ほどの中城議員と重複しますけれども、大変重要な部分ですので。助成の対象年齢、郡内の対象年齢の状況はどのようなになっていますでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

対象年齢につきましては、山都町のみが18歳までとなっております、それ以外の4町につきましては、中学校卒業までとなっております。

○4番（福本 悟君） 確認をさせていただきます。子ども医療費の制度は、本町においては中学校の卒業、15歳というところで確認をしました。それと、自己負担があるということです。通院で、1つの医療機関で1,000円、入院で2,000円、この対象年齢については、1つの町以外については15歳、御船町は15歳以下、あと1町は18歳というところで確認をさせていただきました。

この御船町の自己負担の1,000円とか2,000円、これはもともとからあったのでしょうか。それとも途中、変更、改正されたときに自己負担を設けられたのでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

自己負担につきましては、これまで制度開始以来、自己負担はいただいていたというところが事実でございます。その上で、現在の通院1,000円、入院2,000円、調剤は無料と現在のところはなっているところでございます。

○4番（福本 悟君） それでは課長、担当課として、この対象年齢、御船町は15歳となって

おりますが、この対象年齢を拡大する。また自己負担、通院については1,000円、入院は2,000円、これを無料化するなど、見直しの検討はされてなかったのでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

御船町では、平成12年の子ども医療費制度の開始以降、当初の頃は就学前までとしておりましたものから、現在の中学校卒業までと、対象年齢の拡大を3度実施しております。当然、今後拡大となれば、高校卒業となる18歳までの対象年齢の延長が検討される場所です。

また、子ども医療費助成事業以外にも、本町では先ほども申し上げましたとおり、単独の子育て支援事業を実施しております。またその充実を図る必要もあることから、自己負担の見直しについて、具体的な検討に至らなかったという経緯がございます。

○4番（福本 悟君） 今、課長の最後のほうに、本町では単独の子育て支援事業を実施している。すなわち子育てに力を入れている、この子ども医療以外にも力を入れている関係から、今までには具体的な検討には至らなかったということで理解をしいですか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

先ほどの答弁と重なる場所ですけれども、子ども医療費の助成以外につきましても、本町では、先ほども申し上げましたとおり、単独の子育て事業なども実施しております。また、その充実を図る必要もありますけれども、全体的な、財政的なバランスのことも考えなければならないと思っております。

その中で、自己負担の見直しについては、内部で、課ではいろいろプランニングする場所もありましたけれども、具体的な検討までには至らなかったという場所、御理解いただきたいと思います。

○4番（福本 悟君） この後、決算の認定もあるかと思いますが、令和2年度の子ども医療費の決算を見ますと、約扶助費で4,500万円、扶助費が決算として計上されております。ただその中に、県補助金として乳幼児関係の医療費の補助金が約500万円ほどありますので、単純に差し引きますと、約4,000万円ぐらいが町の単費、単独の予算かなと理解をしいています。

私たち議員が、この一般質問に当たって、じゃあこれを拡大するならばやはり予算が一番心配なんです。どこかを削ってこちらを拡大する。通常は多分そういうやり方と思ひます。大枠がもう決まっていますので、その中からここを拡大するには、やはりどこかを

削らなくてはならない。そこを大変心配しているところですが、この子ども医療費の財源、独自支援の財源というのは、坂本課長、財源はどのようになっていますでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

令和2年度の決算書にも載っていますけれど、子ども医療費の財源はふるさと応援基金からの繰入れで行っております。ふるさと応援の納税寄附金は使途が決められています。その中で、子育て支援、教育に関する事業に使ってくださいという寄附者からの要望がありますので、子ども医療費に使わせていただいております。

○4番（福本 悟君） 坂本課長から御答弁いただきました。ふるさと関係については確認をさせていただきました。基金の活用ということで、子育て支援教育に関する事業ということです。ただ、このふるさとについては、なかなか流動的で、必ず金額が入ってくる。そこはなかなか厳しいところがありますので、ただ基金の中にはこういう活用ができるということで理解をさせていただきました。

それでは、次に子ども医療費助成制度以外で、町が推進している子ども・子育て支援について、伺わせていただきます。先ほどの繰り返しになりますが、様々な子ども・子育て支援の中で、国や県の補助を受けない御船町独自の支援について、説明を求めたいと思います。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

まずは、先ほどの中城議員の答弁と重なりますこともありますので、そちらについては、お許し願いたいと思います。

子ども医療費以外の町単独の事業としまして、結婚や出産の際に5,000円分のお祝い金を配布するアニバーサリーチケット、満1歳まで月額5,000円、満2歳まで月額3,000円を配布する育児用品券の支給、障がい児受入れを実施する保育園に対して、障がい児1人当たり月額7万5,000円、軽度障がい児1人当たり月額3万6,000円を補助する障がい児保育事業と、本年度も予算ベースで868万円の事業を実施しており、先ほどと答弁が重なることとなりますけれども、総合的に見て、郡内でも手厚い子育て支援になっていると自負しているところです。

○4番（福本 悟君） 今のところも、先ほどの中城議員と重複しますが、非常に大事な部分ですので、繰り返し質問をさせていただきます。

ただ今、課長から答弁をいただきました。町の独自の支援というところで、この子ども医療費以外に3点を挙げていただきました。1つは、育児用品券支給事業、アニバーサリーチケット交付事業、それと障がい児保育事業、それぞれ決算の実施計画で、決算の見込みのほうを見させていただきました。育児用品券については約300万円程度、それとアニバーサリーチケット約70万円、それと障がい児保育事業で約400万円というところです。今のが、予算ベースでは、この育児用品、アニバーサリー、障がい児、868万円というところの説明だったかと思います。それと、医療費関係が約4,500万円というところです。

他町を見ますと、この町独自の支援についてはいろいろな事業を、例えば子どもが生まれた場合の出産祝金とか、それぞれ支援をされております。ここで1つは他町のハンドブック、令和2年発行のハンドブック、出産祝金ですか、こういうのもありますということを御紹介をさせていただきます。

今、御船町はこの子ども・子育て関係には大変力を入れているということで、説明をいただいたところではありますが、最後に、町長に伺わせていただきたいと思います。

町長は、公約として幼児期及び学校教育環境の充実を掲げられております。また、町の最上位計画であります総合計画及び関連する計画により、数値目標、重要業績評価指数、KPIを設定され、切れ目ない支援が行われておりますが、この切れ目ない支援を行っているにもかかわらず、先ほどの住民のニーズ調査において、地域住民からの声として、医療費に係る経済的な支援を多く耳にいたしました。経済的な支援を多く耳にしたところがあります。

先般の、令和3年6月会議において、町長は「もっともっとわくわくする御船町を築いていく」との答弁をされております。子ども・子育て支援のさらなる充実を図るために、ここで町民の皆様の声に耳を傾けて、町独自の支援であります、子ども医療費助成などの拡充や見直しが必要であると考えておりますが、最後に町長の見解を伺わせていただきます。

○町長（藤木正幸君） 本町では、国や県の子育て支援事業と併行して、子ども医療費助成のほかにもアニバーサリーチケットや育児用品券、障がい児保育など、他の自治体と比べても多くの支援事業を実施しているところでもあります。御船町の未来を担う子どもたちと、子育て世帯の支援の充実を今後とも図ってまいりたいと思います。

また、郡内では、本町だけが子どもの医療費の自己負担が発生している状況にあるこ

とを承知しております。私自身も子育てをする中で、毎月領収書を持って子育ての医療費申請のために窓口を行ったり来たりとしておりました。やはり手続が複雑化しておりました関係で、このことを一本化したいということで、こども未来課というのを創設させていただきました。

議員御指摘の子ども医療費の自己負担の見直しの検討については、窓口負担を無料化した場合、中学卒業までに約1,300万円の追加負担が生じるものと、今年度シミュレーションをしております。子ども医療費については、子ども・子育て支援事業において最も関心が高いことから、県内・郡内における子ども医療費をめぐる状況や子育ての世帯のニーズを受け止め、追加負担の予算化に向けての具体的な取組みに今後かかってまいりたいと考えています。

○4番（福本 悟君） 町長、1点だけ確認ですけれども、今、シミュレーションで中学校と高校合わせて1,300万円ということによかったのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 中学校卒業までをシミュレーションしたときには、中学校卒業までで1,300万円かかるということをシミュレーションしております。

○4番（福本 悟君） あと1点、高校まではシミュレーションはなかったのでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 高校までシミュレーションをした結果は、約1,900万円ほどかかるとなっています。

○4番（福本 悟君） ただ今、町長から、町独自の支援としての子ども医療費について、ニーズを受け止めて、追加負担の予算化に向けて具体的に取掛かるということで間違いないですか。

○町長（藤木正幸君） 具体的に取りかかりたいと思っております。

○4番（福本 悟君） ただ今、再度町長から、追加負担の予算化に向けて具体的に取りかかっているという確認を取りました。

令和4年度の予算要求がまもなく入るかと思しますので、予算要求に期待をして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（池田浩二君） ここで、午後1時まで休憩を取ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時45分 休 憩

午後 1時00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○6番（増田安至君） 6番議員、増田が一般質問をいたします。午前中に引き続き3回目の子育て支援に関する質問となりますが、視点を変えて質問をいたしますので、よろしくお願いします。

地域コミュニティの催事や清掃活動など現状の活動分野と、防災危機管理や地域福祉などが日頃から対応している分野との間には大きな乖離が生じてきていると思います。また、町内の自治会の課題として、役員運営の担い手不足は喫緊の課題でもあります。地域の回覧板など、アナログ中心の活用方法には負担軽減の余地もある一方で、地域コミュニティの活性化を難しくし、担い手不足に拍車をかけているのも事実だと思っています。

一方で、自治会や町内会などの地域による団体の活動は、地域コミュニティの希薄さから定着が困難でもあります。地域で求められる役割とはいったい何か、町の子育て支援と町営住宅の維持管理の視点から質問をしたいと思っています。

再質問並びに次項以降の質問は質問席より行います。よろしくお願いします。

○町長（藤木正幸君） 増田議員の1、町の子育て支援の現状と取組みについてお答えをいたします。

子育ての孤立化や子どもの育ちが阻害される状況など、子どもも親も不安になったり悩みを抱えている場合も見受けられます。それらの子育て家庭のニーズについて把握し、問題を深刻化あるいは長期化させないため、こども未来課を中心に相談体制の充実を図っているところです。

また、児童虐待の防止の取組みや子どもたちの成長段階に応じた切れ目ない支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育などを担当する関係各課が連携協力しながら対応しているところです。

子どもは社会の希望であり、御船町の未来を作る力となります。御船町子ども・子育て支援事業計画の基本理念にもあります「未来へつなぐ子育ての輪を広げよう」のもと、御船町の将来を担う一人ひとりの子どもたちが健やかに安心して育つことができるよう、地域における子育て支援を進めてまいります。

その他、個別質問は担当課長より答弁させます。

○6番（増田安至君） 午前中から、子育てに関する取組みについてはいろいろな質問がなさ

れてきました。我が国においては、2015年、平成27年3月に子ども・子育て支援法、そして平成28年、2016年に児童福祉法等の改正により、自治体に子ども家庭総合支援拠点というものを設置づけが義務づけられました。国は2022年までに全市町村に支援拠点を設置するという方針で、児童相談所中心主義から市町村中心主義というものに方向転換を図って、スタートアップマニュアルというものを配布したそうです。

御船町で、今回これに着手しているという情報を得たときに、2016年からするともう5年経っている今なぜにというところと、若干遅くはないのかなと心配しまして、その点を担当の方に伺おうかなと思っています。

なぜ、こんなに時間がかかったんでしょうか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

平成28年度の児童福祉法の改正によりまして、私たち自治体に子ども家庭総合支援拠点の設置が義務づけられました。その中で、今なぜにとお尋ねがありましたけれども、まず平成28年度以降、内部協議につきましては課内で議論を行ってきたところです。令和2年度までは国としては設置は努力規定ということでしたので、なかなか取組みを進めている自治体も多くはございませんでした。なぜかという、設置の条件に常勤の専門職2名の配置が義務づけられているということがあり、なかなか人員の確保であったり体制の整備に時間と検討を要する部分がありました。

今回、施行後から5年目を迎えます令和4年度末までに、今度は設置をなささいという義務規定に変わりました。その上で、今年の4月ですけれども、これまで専門職の常勤2名の配置から、専門職の中で常勤は1名、それから非常勤1名ということで要件緩和がなされたところです。

郡内の状況につきましても、私どもと同じ状況で、上益城郡内はまだどこも設置をしていない状況ですけれども、こういう形で緩和されることもありましたので、今回進めることができたのかなと認識をしております。

○6番（増田安至君） ということは、今の常勤1名というのは何とかクリアできるのかなという目星がついたという理解でよろしかったですかね。はい、安心しました。

まず、1つ目として、市町村の子ども家庭総合支援拠点という名称ですけれども、これはいったいどういうものですか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

先ほどの答弁とも重なりますところをお許してください。子ども家庭総合支援拠点につきましては、平成28年度の児童福祉法の改正、平成30年の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいて、令和4年度末までに設置の義務化が求められています。妊娠期から子育て期にわたり子育て家庭と妊産婦などが抱える課題に対して、その福祉に係る必要な支援を切れ目なく継続的に行い、全ての子どもを守り育てるため、この子ども家庭総合支援拠点が中核となり、児童相談所や福祉事務所、保育園、認定こども園、学童クラブ、小・中学校、また医療、保険、福祉、教育などを担当する関係各課など関係機関と情報共有をし、実態把握や相談に関する子ども支援の専門性を持った機関となるということです。

○6番（増田安至君）　ということは、妊産婦のときからもうずっと切れ目なく、いわゆるシームレスにずっとフォローしていくという体制を整えるということですね。

今度、今話題になっているコロナの問題とか予防接種の問題がありますけれども、その辺の疑問とか、そういう御質問とか当てられたときには、この中核となる場所も、窓口ではないですけど、そういうところで活動するという理解でいいですか。

○こども未来課長（沖 勝久君）　お答えします。

保護者の方の中では、御理解があれば各課に行かれる保護者の方もおいでです。また、子育て支援そのものになりますと、こども未来課に来庁される保護者も多いところです。その上で、拠点が設置されました場合には、もちろん各課に相談に行くこと自体を阻害しているわけではございませんので、こちらが中心となりながら、相談を各課につなぐ役割というのも出てくるのではないかと認識しております。

○6番（増田安至君）　子育てを行っていく上で、一番の不安、妊婦、うちの奥さんもそうだったんですけど、やはりとても不安なんです。やはりそういうところでいうと、子育てに関しての、子どもが生まれた後の相談窓口というのが、総合的に中核となり活動していくというお話をいただいたので、ぜひそういったところに妊産婦の不安にも応えられていけるような窓口になってほしいなというのを、常勤1名の方と中心になってまたやっていければいいなと思っています。

次に、今後自治体として、この総合支援拠点で何をしていくかというところをお伺いします。

○こども未来課長（沖 勝久君）　お答えします。

これからは、御船町としてどうしていくかということですが、御船町では、こ

れまでも要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会、要対協といいますけれども、そこを中心として、子育て家庭と妊産婦などを支援するため、先に申しあげました関係機関と情報を共有しながら、実態把握であったり相談対応などを実施してもらいました。

今後は、拠点が設置されますことから、支援や保護を必要とする児童や出産前から福祉的な支援を必要とする妊産婦に対して、さらに専門的な相談対応や必要な調査、また訪問などによる継続的なソーシャルワーク業務の実施を想定しているところです。

○6番（増田安至君） 1つ忘れていたのが、その専門職の常勤という人は、何かその専門職としてのライセンスとか、何かございますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

今回、子ども家庭総合支援拠点については、常勤の専門職を1名の配置が義務づけられているところです。専門職でありますので、当然、保健師または助産師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士などの福祉相談の資格を持つような職種というのが想定されているところです。

○6番（増田安至君） はい、わかりました。ということは、その支援拠点で活躍される方は専門的な職種の方で、それにできるだけ長けた人が対応していくということで理解しておきます。

支援拠点を整備するメリットとして、御船町はどのようなことを考えられていますか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

支援拠点を設置するメリットですけれども、まず、常勤専門職の配置による子ども支援の強化があります。先ほど申しあげましたとおりですけれども。専門職の配置が義務づけられているところで、まずこども未来課におきましては、これまで支援相談員として会計年度任用職員1名を配置して、相談対応であったり訪問などを行ってきましたが、この支援拠点の設置に当たっては、先ほど申しあげました専門職、子ども家庭支援員の名称で社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門職を常時1名配置することが義務づけられております。子ども家庭支援員の配置により、子どもの発達や虐待などの専門的な視点から、妊産婦を含めた、全ての子どもたちと、その家庭への継続した支援の強化が期待されるということです。

2点目です。2点目に関係機関連携のハブ機能があります。現在も機能している要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会調整機関をハブ機関とすることで、要保護児童や

要支援家庭に関する迅速な情報集約が可能となり、関係機関同士の綿密な連携のもとで、児童虐待の未然防止や虐待発生後の支援に適切に対応することが期待されます。

第3点目です。こちらは人員配置のための財源があるということです。児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金というメニューがあります。そこにおきまして、職員の人件費を補助しているほか、支援拠点の子ども家庭支援員のうち常勤配置を必須としている職員の人件費につきましても地方交付税措置が行われることとなっています。

○6番（増田安至君）　ということは、財源としてもある程度補償はできているということで、安心しました。また1人増えるなら、大変いいですね。

今DV防止も含めて、児童対策等が行われるためには、情報共有がものすごく必要で大変なことなんですけれども、町独自で絶対にほかにリンクしない形での情報共有というのが図られると思うんですけれども、個人情報はいくらでも注意して対応していただきたいなと思っています。

4番目として、今度は要件として条例とか規程とか要綱等による明確化も必要なのかなと思うんですけれども、その点は御船町にはそういうのはありますか。

○こども未来課長（沖 勝久君）　お答えします。

議員の御質問にもありますとおり、国から配布されましたスタートアップマニュアルの中では、条例規則、要綱などによる明確化が望ましいとされてあります。御船町においても、明確化が必須条件と、要件と考えています。

また、拠点設置に当たりましては、子ども家庭支援員などの常勤専門職の確保と配置、また相談者に寄り添った相談スペースの確保など、体制や施設面での要件もあるところで、令和4年度末までの設置ということで、限られた時間ではありますけれども、これらの要件というのは一つひとつ解決したところで、拠点設置に向けて努力をしてみるところです。

○6番（増田安至君）　ということは、相談のスペースも、もうある程度確保できたということとでいいんですね。そういうのをやっていくときに、だんだん頭の中でイメージができてきたんですけれども、妊産婦であったりDV対策であったり、いろいろなことに対応する窓口があって、そこでシームレスにいろいろな情報を共有しながら対応していくという業務なんだろうけど、その他補足して、何かどのような業務かというところを、担当課からありますか。お願いします。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

具体的な業務に係る話かなと思っております。業務につきましては、まず実態把握であったり相談などへの対応、子ども家庭支援全般です。これまでこども未来課でやっている業務が中心になります。また、危機判断と対応、児童相談所と連携した要支援児童及び要保護児童などへの支援措置であったり指導というものも出てきます。

また、先ほども申し上げましたが、関係機関との連絡調整、これも欠かせないものと考えています。

もう1つは、支援措置解除後、そちらの解除後に児童が安定して今後生活を送っていくための継続的な支援というものがあります。これまでと同様に、こども未来課において、支援や保護を必要とする児童や、出産前から福祉的な支援を必要とする妊産婦などに対して実施してきた業務、これまでの業務が基本となると認識しております。

○6番（増田安至君） かなりな情報が飛び交って、その人を取り巻く環境を一生懸命作っていくと、町でも十分フォローしていくということで、熊本県でも何かDX、デジタルトランスフォーメーションです、情報の共有というのはものすごく今後図っていこうということで話が進んでいますけど、御船町では、外部の情報を連絡ネットワークとか何かつなぐ予定はあるんですか。

○こども未来課長（沖 勝久君） お答えします。

外部情報との連携ということで、現在、熊本県が管理しているメディカルネットワークなどの健康管理システムを想定したお話かと受け止めております。熊本県が管理しているメディカルネットワークなどの健康管理システムにつきましては、高齢者の在宅介護に活用する高齢者の医療情報の提供確保が想定されているところです。このシステムにつきましては、そういった状況もあり、子ども世帯への活用は少し難しいものではないかなと考えているところです。

○6番（増田安至君） ということは、まず今回、令和4年度のスタートに当たって町独自ということで、町内での情報共有に全て当たって、そして妊産婦から子育て支援までつなげていくというのが全体像で、それをしっかりやっていくというのが来年からスタートするということですね。

先ほど、安心メールでどんどん届いてくるんですけど、コロナの問題とかあって、出席もなかなかしにくいとか、そういった問題がある場合、どうぞ学校に言ってくださいと、

教育委員会ではそれにも対応していきますということが、今さっき、12時38分に回ってきたんですけど、そういった体調不良を理由に不登校になった子どもとか、あるいは非常にデリケートな問題があつて、なかなかうまくいかんとかいう子どもたちもいらっしゃると思います。先ほど、担当課から町独自での情報共有で充実させていくということだったので、安心して来年スタートしてからの経過なり何なりを伺っていこうかなというところで、思います。各自治体によって現状が様々であることから、どこが足りないのか、あるいはどこを補填すればいいのか、または現場担当者の課題としてどうなのかといった点を、来年またスタートしてから確認していこうと思います。自治体としての制度設計と人材の確保が心配だったので、一般質問をしたところです。子どもをぜひ守るだけではなくて、昔は世話やきな人がいたりとか、地域の本当にコミュニティーが保たれていたんですけど、それがみんなお互いによそよそしくなつて、うまくいかないコミュニティーになっているのも事実かなと思うので、ぜひこういう総合窓口なり何なりが法制化されてバックがしっかりしてきたところで、町役場が中心となつてぜひ地域コミュニティーのファシリテーターとして御指導あるいはフォローアップをしていていただきたいなと思いますので、設問の第1は終わりたいと思います。

次に、質問の第2ですけれども、町営住宅の管理委託制度ということで、これも地域のコミュニティー、滝尾のほうで田迎住宅とか、いろいろな公営の住宅等がありますので、それぞれやはり行ったら行ったでいろいろ聞かれるもので、一般質問にしてみました。

町営住宅の管理委託の導入についてお願いします。

○町長（藤木正幸君） 2の町営住宅等の管理委託導入について、お答えをしたいと思います。

町営住宅等については、9月1日現在、町営住宅21団地、460戸、単独住宅4団地、66戸の合計25団地、526戸を管理しております。熊本地震前の440戸に対して、災害公営住宅等の整備により管理戸数が86戸増加いたしました。また、管理戸数のうち、108戸は建設から50年が経過し、老朽化した住宅となっております。

管理については、建設課住宅係において行っており、主な業務は、入・退居業務、家賃徴収業務、修繕業務、扶助対応業務など特に老朽化が進んでいる住宅が多いことから、修繕対応等に大きな労力を要しているのが現状であります。

本町においても、サービスの向上や人員削減などの観点から、町営住宅等の管理委託導入の必要性を感じており、担当課に対して管理委託制度導入に向けた検討を行うよう指

示しているところであります。

その他、個別質問について、担当課長から答弁させます。

○6番（増田安至君） ちょうどタイムリーだったですね。管理委託について、そういうお話もいろいろあったところに、町長からも今年の4月の段階で、そういうのを担当課に指示してあるということを伺って安心しました。

そういった中で、町営住宅の現状として、団地別の管理の状況、現況についてお知らせください。

○建設課長（島田誠也君） 団地別の管理状況についてお答えいたします。

現在管理している住宅は、古いもので、昭和28年に建設されたものから、新しいものは令和元年度に建設されたものもあり、建設年度によって、住宅の設備や共同施設についても、団地ごとに異なっているという状況です。老朽化した住宅が多いことから、修繕対応等の依頼が多くなっています。昭和60年以前に建設された団地については、きちんとした駐車場の整備もなく、また風呂釜や給湯器などの設備も入居者自身で設置することとなっています。

団地内の草刈りや清掃につきましては、基本的には入居者で協力をして実施をしていただくこととなっており、団地ごとの取り決めにより実施の方法は様々です。危険な法面や空き家周りの草刈りなどは団地の代表者の方と協議をしながら、町で実施をしているという状況です。

○6番（増田安至君） 今、町長の答弁にもあったように50年経過している団地も実際あるということで、木造も含めてでしょうから、非常に大変でしょうね。シロアリがおったりいろいろしたときも、すごい心配になることかなと思いますので、担当の係の方も気が気じゃない状況だろうと思います。

この担当の職員というのは何名ぐらいで、この526戸の管理、25団地は何人ぐらいでされているのですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

担当職員につきましては、建設課住宅係4名、正職3名、会計年度任用職員1名の合計4名で住宅に関する様々な業務に当たっております。

○6番（増田安至君） 大変ですね。単純に言うても、1人当たりで100数十戸を管理していかなければいかんということですね。しかも25団地あるうちの、災害復興住宅を含めて86

戸増えたりしたという流れの中での対応なので、非常に職員の方は苦勞されていると思いますが、そういった意味も含めて、今回、管理委託制の導入についてという質問なんですけれども。その主な4名の方、会計年度任用職員が1名ということで合計4名なんですけど、その4名の方たちの主な業務というものは、こういった業務をされているのですか。

○建設課長（島田誠也君） 先ほどの町長答弁の中にも触れてはおりましたが、主な業務といたしまして、入居者の公募から受付、審査並びに入居者の決定、それから清掃、修繕等の維持管理、住宅の模様替え承認、入居承継、同居承認の申請受付及び承認業務、高額所得者に対する明渡しの請求業務、入居者に対する収入状況の報告の請求、また家賃徴収事務などがあります。また、近年は耐用年限を既に経過し老朽化が著しい住宅からの住み替え等の交渉についても行っているところです。

○6番（増田安至君） 非常に広範囲にわたる業務をこなしていらっしゃるわけですね。大変だなと思います。また設備に年代別によって随分差があったりとかして、これって、設備が古くなっていったら家賃が下がるとかいうシステムになっているんですか。その辺はいかがですか。

○建設課長（島田誠也君） 設備が老朽化ということで家賃が下がるということではなく、住宅の経過年数というか、建築から経過していくごとに家賃が下がっていくということになります。また、本人の所得によっても上がったり下がったりする場合がありますが、基本的には住宅の経過年数によって下がっていくという形になっております。

○6番（増田安至君） はい、わかりました。経過年数によって下がっていくということが原則ということですね。

以前報告の中で、家賃の滞納者がいるということを伺ってたんですけど、その後、滞納関係はどうなっていますか。

○建設課長（島田誠也君） 家賃等の収納につきましては、平成29年度までは地震の影響等により収納率も落ち込んでおりましたが、収納率も徐々に改善し、令和2年度におきましては、地震前の水準を超える収納率となっております。現年分で98.87%となっております。しかしながら、一部に高額滞納者の方、また悪質な滞納者の方も見受けられております。現在、法的な措置も視野に入れた事前の面談等、納付指導を強化しているところであります。

○6番（増田安至君） 98.87%ということで、残り1.13%ぐらいがなかなか払ってくれなか

ったりというのがあるということですかね。私は、前半戦の第1の質問で、地域コミュニティをもう少し醸成させようよという話からスタートした住宅管理なんですけど、団地ごとの環境美化、環境整備とか、敷地内の管理というのはどういう形でやられているのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 先ほども若干触れておりますが、団地の環境美化につきましては、入居者にお願いしているという状況です。多くの団地で月1回の清掃活動、草刈り、草取り、ごみ拾い、側溝の清掃など実施をいただいているという状況です。こういった活動が、団地におけるコミュニティ活動につながっているのかなと思っております。

実施している団地におきましては、1世帯当たり年間600円の管理報償金を団地の代表者に交付をして、またそちらもコミュニティ活動等に使用していただいているという状況になっております。

○6番（増田安至君） それぞれに、コミュニティの1つの手段として、そういう清掃活動等もやってもらっているという形なんですね。わかりました。

そこそこに自治会とかそういうものを設置できるとかできないとか、あるいは設置したいけど何ていう話とかあると思うんですけど、自治会の設置と協力体制について、いま一度何か説明はありますか。

○建設課長（島田誠也君） 自治会につきましては、規模の大きな団地、玉虫団地、中原団地において、現在設置をされているところです。それ以外の団地につきましては、自治会という組織ではなく、所属する行政区の組であったり班という形で位置づけられております。

協力体制についてですが、問題や課題が出た場合に、自治会等と協議をして現在解決に当たっているという状況です。また、要望事項等についても、随時対応をしているという状況です。

○6番（増田安至君） 規模の大きい団地ということで、玉虫団地が挙がって、中原団地もそうだということなんですけれども、ぜひ、組、班になっていても、先日から担当課に、一緒にお会いしていろいろ話したんですけれども、ぜひ執行部からもファシリテートして、うまくその地域でのそれぞれの情報を随時、対応が、住民同士で話し合いがうまくいくように、コミュニティをエンパワーメント、ぜひしてやってください。

そういった中で、玉虫団地あるいは自分のそばの滝尾団地のトイレの問題がありまして、よく言われるんですけど、汲み取り式という点と、家庭用の雑排水等が垂れ流しの状

況だなんていう話も聞いたり、そこの周りの土地を所有されている方からも話を聞いているんですけど、その点はいかがでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします

議員御指摘のとおり、今言われた両団地に限らず、建築年の古い住宅につきましては、トイレについては汲み取りであったり、下水道への接続や合併浄化槽等の整備ができていないのが現状であります。御船町町営住宅等長寿命化計画におきまして、玉虫団地につきましては、令和4年度から8年度にかけて浄化槽設置の事業が計画されているところです。しかし近年、玉虫団地におきましても応募者数が減少し、入居戸数も減ってきているという状況から、現在の団地規模や設備、施設のあり方が適正かどうかということについて、検討が必要ではないかと、担当課としては思っております。

具体的には、棟数の削減によるスペースの確保、空いたスペースを生かした団地内の道路の拡幅であったり駐車場を整備したり、衛生的な設備とリフォームの実施などを含めた改善事業の検討が必要ではないかと考えているところです。

○6番（増田安至君） 残念ですけどね、玉虫団地が希望者が少ないのかもしれないですけど、ぜひ、全体的なビジョンというものを持って、衛生的な面で言えば、汲み取り式からやはり下水道を通して浄化槽の設置なり何なりを、今答弁があったように、令和4年度から8年度にかけてそういうものを計画していきたいということなので、ぜひそれが実現されるといいなと、また一歩進みますのでよかったと思います。

あとは、各団地の管理がなかなか、住民の意思というのが伝わらないという方がいらっしやったり、環境が悪化しているなんていう方もいらっしやったり、これは見方、考え方、捉え方で違うんですけれども、そういう方もいらっしやいます。そういった点はいかがですか。何か定期的にアンケートを取られたりとか何かされているのでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします

自治会のある団地につきましては、自治会との会議や要望書などを通じて、町へ対して入居者の意向等が伝わっていると認識をしているところです。しかし、自治会組織のない団地につきましては、どうしても戸別に要望が上がってくることが多くて、団地全体の意向というものが伝わりづらいのではないかと思っております。入居者の中には要望したいことをどこに伝えていいのかわからないといった声もお聞きすることがあります。環境が悪化する前に対策を取る必要があると考えますので、定期的に要望事項を聴取する機会

を持つような体制づくりをしていきたいと考えております。

○6番（増田安至君） ぜひ、個々人の集まりが1つの団地の集合体なので、そこからうまく上げてくれるような、さっきの玉虫団地と滝尾団地以外でも、うまく話が上がってくるような意見の聴取ができればいいなと思います。また、僕らも聞いたときには、担当課に行っているいろいろお伝えしますので、よろしくお願いします。

これまでの5年間の推移として、その取組みといったものは、その500数十団地について、数十戸について、その変化とかはどうなっていますか。

○建設課長（島田誠也君） 5年間の推移としまして、先ほど町長の答弁の中にもありましてとおり、地震前440戸であった団地が、災害公営住宅等の整備等も重なりまして、86戸増加して526戸になっているという状況にあります。その中で、80戸の解体をしております。地震の影響等も当然ありますし、住み替えをしていただいた方の老朽化した住宅を解体したというのが、合わせて80戸は解体ができているという状況です。何せ166戸の災害公営住宅等の増加がありますので、86戸が基本的には、結果的には増加となってしまったと考えています。

今後の取組みとしましては、住宅セーフティネットとして最低限確保すべき戸数に加えて、民間住宅に入居できない高齢者向けの住宅であったりとか、災害対応等の緊急時に備えて、受け皿としての数などを考慮して、ある程度余裕を持った管理戸数というのが必要ではないかなと考えております。

ただ一方で、耐用年数を超過した老朽化住宅については、用途廃止を進めていく必要があると考えております。令和元年度に策定をいたしました御船町営住宅長寿命化計画におきまして、今後の目標管理戸数について、計画期間の令和11年度末で470戸、それからその10年後の令和22年度では371戸と設定をして、今後の需要に合わせて削減をしていく方向で考えているところです。

○6番（増田安至君） 若干、高齢者あるいは災害時の対応としては、ちょっと余力というか、持ったところで町として対応しながら、令和11年度に470戸ですか、10年後の令和22年度には371戸ということで、減らしていくんだという方向性をお持ちのようで、やはり50年を超えた住宅というのはとても危険だと思うので、やはりその辺は、変更されていく時点で十分協議されて、そのお家を移動したりとか、そういうところにうまく誘導していければなと思います。

3 番目ですけど、委託制度を町長が先ほど検討するように指示したということですけど、委託制度の種類と可能性について質問します。委託制度自体は、管理代行制度というのと指定管理者制度というものがあると伺っていますが、その可能性についていかがでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 管理委託制度については、今年度に入り、町長の指示を受けまして、担当課としてもやっと勉強を始めたという状態でございます。町営住宅の管理制度は、先ほど議員がおっしゃったように、公営住宅法に基づく管理代行制度と地方自治法に基づく指定管理者制度が考えられております。管理代行制度を導入するためには、条例の改正であったり、自治体の長の同意が必要ということになっております。

また、対象は公営住宅法に基づく住宅であり、単独住宅等は対象となりません。受託先も地方公共団体、または住宅供給公社ということになっており、業務の範囲も、行政判断を伴う業務も委託可能であり、家賃徴収行為以外の全ての業務が委託可能となっているとなっています。

一方、指定管理者制度につきましては、手続として、条例の改正と議会の議決が必要となっております。対象は町で設置管理している公の施設となっておりますので、単独住宅も委託の対象となります。受託先は、原則公募による法人、その他団体となっており、受け皿としては大きいと考えていますが、業務の範囲は行政判断を伴わない業務であり、入居者の決定や入居承継、同居申請の承認、収入状況の報告請求など委託することができず、委託の範囲は管理代行に比べて狭いと見ております。

熊本県においては、地方住宅供給公社はありませんので、管理代行を導入している地方公共団体は今のところございません。

また、本町は単独住宅を有しておりますので、この2つの制度の導入の可能性と言われた場合には、指定管理者制度の可能性が高いのではないかと考えております。

○6番（増田安至君） もう自動的に管理代行制度と指定管理者制度というならば、指定管理者制度に限りなく向くだろうということですね。ぜひ、またそういう段階を追ってなっていくときに、どの住宅、どの団地は任せる、あるいはどの団地は、いわゆる役場で見ていかんと駄目だということをはっきりさせていっていただいて、高齢者もさっき、ずっと午前中にあった、子ども世帯も安心して暮らせるような地域であってほしいと思いますので、よろしく検討をお願いします。

それに伴って、必要な検討事項というものが、指定管理者制度を選択するにしてもあると思うし、町民サービスの維持向上をどのようにして図っていくかといった点は、いかがでしょうか。

○建設課長（島田誠也君） 管理委託制度については、先ほど申し上げましたように、今年度に入って検討を始めたばかりということで、検討事項の中身等についても、今後検討していく必要があるかなと思っています。

基本的には、管理委託制度の導入により住民サービスの向上が図られるとともに、経費の削減であったり担当職員の負担軽減が図られるかどうかということを見極めていく必要があると思っています。

町民サービスの維持向上が図られるかどうかということですが、既に導入している団体においても、住民サービスの向上を目的として導入がなされているというケースがありますので、休日や24時間の対応等、迅速な修繕対応ができるようになるということを考えれば、住民サービスにつながっていくと考えますが、いずれにしても、これからの検討事項だと考えております。

○6番（増田安至君） いずれにせよ、24時間対応になったらなったでとても大変なことでもあるし、それこそDXを使ったAIに移行していけばまた違うのかもしれませんが、そういうところまで含めて、執行部でまた十分知恵を出し合って、お願いしておきます。

自分なりに考えてみたときに、中立であり、公平性を担保して、個人情報データを正確に把握していないといかんということで。ほかの町村では、きちんとした覚書何なりを用意して対応されているということで、ちょっと調べたものには書いてあったんですけど、公営住宅に関して、その事業費として、さっきの24時間対応なんて言った後に聞くのは酷なんですけど、経費削減というのは、どうでしょうか、できそうですか。

○建設課長（島田誠也君） 新たに指定管理料というのが当然発生するということや、本町の場合、老朽化した住宅等が多いことから、きめ細かに修繕対応等をやっていけば経費の増加も予想されているところです。ただ、経費削減につながらなければ、委託自体の意味もないのかなと思いますので、その辺については、十分検討した上で導入の可否についてこれから検討していきたいと思っています。

○6番（増田安至君） ぜひ、規模が縮小していくので、選択的に、その縮小した分は管理もしやすくなったということで、どこかを削りながら、効率よく経費削減につなげていって

いただきたいなと思います。

外部に、指定管理者に委託していくという流れは徐々に進めていくということなので、また継続して質問もしていこうかなと思っています。

総括として、今後の課題ということで幾つか考えてみたときに、長い間入居して、建物も経年劣化しているため、今後経費について負担分担表とかの作成はしていく必要はないかということと、あと担当部局内で、今年の4月にもあったんですけど、人事異動で担当者が替わりますよね。替わったときに、交代しても申し送り事項がきちんと伝わっていくということを徹底してほしいなということをつくづく思っています。

用途廃止をした団地については、今後引っ越しをお願いしていくことになるかと思うんですけども、その点についても、きちんと説明していただきたいなということ。そして、せっかくコストコが、町長、来てもらって、実は実はで、コストコの従業員がいろいろ足りないということで、まだアパートを探していらっしゃるというのもあるんですよ。できるだけ安くということで、そういうところもありますので、優良な企業が来たときに、従業員などの住宅の社宅とは言いませんけど、なにがしかの提供がうまくリンクしてできるように指定管理をしていければいいのかなあとつくづく思ったところです。それは今後の課題、そして、町長にお願いしたいのは、最初に言いました頭の部分で、現状の活動分野と防災危機管理、地域福祉など、大きな乖離が生じているのではないかというところの視点から立つと、地域のファシリテーターとして、ぜひ、もう今回のコロナウイルスの予防接種は非常にうまくいったし、すごい流れで、職員皆さん協力されて、すごいなと思いました。ほかからもいっぱい視察に来られていますよね。なので、それと同じようにとは言いませんけれども、この住宅の管理も含めて、地域のコミュニティーをより充実したものにアップするために、職員のモチベーションアップに、ぜひ町長のリーダーシップでお願いしたいと思って一般質問を終了します。終わります。

○議長（池田浩二君）　ここで2時5分まで休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時55分　休　憩

午後2時05分　再　開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○11番（藤川博和君） 11番、藤川です。通告していました件について質問します。

土砂災害警戒地域の安全対策について。7月熱海市に発生した土石流により死者26名、行方不明1名、家屋の倒壊131件の甚大なる災害が発生しました。新聞などの報道によると、土石流の発生原因は森林開発による盛土工事の不備が原因ではないかと報道されています。

町内のハザードマップで土砂災害地域に指定されている住宅地域の安全対策について質問いたします。

あとの質問は質問席にて行います。

○町長（藤木正幸君） 藤川議員の土砂災害警戒地域の安全管理対策について、お答えをいたします。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、一瞬にして多くの生命や財産を奪うとても危険な災害です。山地や丘陵地の多い本町においても、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に被害が生じる恐れがあると認められる土地の区域である土砂災害警戒区域に494カ所が熊本県において指定されており、そのうち477カ所が土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定されています。

町においても、こうした危険な地域について、ハザードマップ等を通じて住民へ周知するとともに、土砂災害の危険性が高まった場合に発表される土砂災害警戒情報とともに、避難指示を発令して、危険な地域から安全な場所への早目の避難を呼びかけるなど、安全管理に努めています。

今後も引き続き住民に対する危険区域の周知に加え、自主防災意識の醸成を図るとともに、熊本県との連携により土砂災害区域における災害防止対策についても取り組んでまいります。

その他、個別質問については、担当課長より答弁させます。

○11番（藤川博和君） 近年は自然災害が頻繁に発生しています。町内には今町長が言われた477カ所の特別土砂災害地域が、つまりレッドゾーンが指定されています。そのうちハザードマップに、土地警戒地域と指定されている住宅地が何カ所あるか。その場所はどのような安全対策が行われているか、お伺いします。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

町内における土砂災害特別警戒区域に指定されている5戸以上の人家のある住宅地区

は、都市計画区域内においては14カ所となっております。安全対策につきましては、先ほど町長答弁の中でも触れましたが、ハザードマップでの周知及び早目の避難の呼びかけなどの対応を行っているところです。一部の地域につきましては、熊本地震の際にがけ崩れが発生したことにより、災害関連急傾斜地崩壊対策事業等による安全対策工事が行われたところもあります。

○11番（藤川博和君） 災害警戒地域の指定は県から指定されるとなっておりますけど、この災害地域の安全管理は県だけで行われるとですか、町でも行われるのですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします

具体的な対策工事につきましては、県が実施をされますが、県との連携により町においても地域の要望等を踏まえ、対策工事の要望箇所の協議や土砂災害警戒区域外への住宅の移転等に対する助成等を行っているところです。

○11番（藤川博和君） 今の答弁では、県だけでなく町も要請があれば、住民とともに行うということですね。土砂災害地域には特別地域、レッドゾーンと警戒地域ゾーンのイエローゾーンが区別されておりますけれども、この違いはどういう違いですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

土砂災害警戒区域、イエローゾーンにつきましては、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に被害が生じる恐れがあると認められる土地の区域です。指定基準は、傾斜度が30度以上で、高さが5メートル以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍、50メートルを超える場合は50メートルが上限になりますが、以内の区域となっています。

一方、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンになりますが、土砂災害警戒区域、イエローゾーンのうち、土砂災害が発生した場合建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域であり、傾斜度や高さ、土質等から決定をされています。レッドゾーンでは、一定の開発行為の制限及び居住を有する建築物の構造が規制をされるとなっております。

○11番（藤川博和君） 今のレッドゾーンの中で、一定の制限があると言われた、その制限の基準を満たせば、レッドゾーン内部でも改めて建築はされますか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

基準を満たせば建築ができると考えています。

○11番（藤川博和君） このレッドゾーンのあたりの安全対策工事ですね。これは県が主体になって行われるとですか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、安全対策工事につきましては、県において実施をされております。

○11番（藤川博和君） その安全対策工事ですね、県が行う場合は、その工事費用は全額県の負担になりますか。

○建設課長（島田誠也君） 工事に当たっては、当然市町村の負担が発生をします。また、場合によっては、受益者負担金が発生する場合もあります。

○11番（藤川博和君） 今の受益者負担ですね。これは県の工事でも受益者負担が発生するんですか。町が、例えば県から委託されてやった場合だけに発生するんですか。

○建設課長（島田誠也君） 県の工事においては、基本的には市町村の負担が発生すると思っております。町では、直接そういった工事をする事は、今のところはないというところで考えております。

○11番（藤川博和君） 今なぜ聞いたかと言うと、土木工事ではよく災害工事で、そのときはやはり住民の受益負担が発生することは案外ありますから、例えばこういう防災工事でもそういう負担が出てくるかなと思って質問したんです。

ハザードマップに土地災害区域特別地域に指定されているところは、町内では一丁目から二丁目の崖、四丁目から五丁目です。その城山周辺、東禅寺地域、そして小坂地域などが警戒地域と指定されておりますけど、この安全対策は今まではどういう、工事はどれだけ終わっておりますか。

○建設課長（島田誠也君） 先ほど言われました急傾斜地区域におきましては、小坂地区について、熊本地震の際に崖崩れが発生をして、災害関連急傾斜地崩壊対策事業ということで対策工事が行われておりますが、その他の地域については、対策工事等は実施をされておられません。

○11番（藤川博和君） 今一部はされていると言われたけど、もし対策工事をされていないところは、今後そういう安全管理対策の防災工事を行う計画はありますか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

具体的な工事計画というものは現在はありませんが、急傾斜地崩壊対策事業について、

幾つかの地域から相談が寄せられております。県との協議を今行っているところです。

○11番（藤川博和君） まだ防災工事の行われていない住宅地は町内に何カ所くらいありますか。

○建設課長（島田誠也君） 先ほど14カ所程度が住宅地としてあるということですが、私が把握している状態では、下辺田見地区、小坂地区については、防災対策工事はなされていると認識はしておりますが、ほかの12地区程度についてはなされていないと認識をしております。

○11番（藤川博和君） あと12カ所はまだ防災工事は未工事ということですね。その中に、東禅寺地区も含まれておりますけど、今そこは、現在、岩石の採取工事事業を行っています。東禅寺住宅、町営住宅の前に急傾斜地域危険地域として県の立て看板が設置されております。看板には、赤線で枠内で「切土、盛土、伐採工事を行うときは、県の許可が必要」と掲示されておりますが、この東禅寺の採取場は、急傾斜地、危険地域の中の範囲内に入っておりますか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

当該岩石採取場は急傾斜地崩壊危険区域の隣接地ということではありますが、採取計画区域が明確ではありませんので、急傾斜地崩壊危険区域の範囲内かということについては、私どもではわからないところです。区域内かどうかについては、熊本県において確認がなされていると認識をしております。

○11番（藤川博和君） 今の課長の答弁では、県はそういう指定がしてありますけど、町のハザードマップには、今言いました東禅寺地区の採取場の場所は危険地区に入っているか入っていないかと私は聞いていたんです。町のハザードマップにです。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

町が配布をしておりますハザードマップの土砂災害警戒区域図によりますと、採石場はその区域内に入っていると見れます。

○11番（藤川博和君） ということは、その危険地域内に入っておれば、県からそういう場所をする場合は、何らか、危険地域だからという、そういう連絡はありましたか。

○建設課長（島田誠也君） 土砂災害警戒区域内を触るという点での連絡等はあっておりません。

○11番（藤川博和君） もう1件、看板の中に「伐採のときも県の許可が必要」としてありま

すけど、あの場所は、工事をする前には伐採されておりますけど、これは県からは何か連絡はありましたか。

○建設課長（島田誠也君） 伐採につきましても、特に連絡等はあっておりません。

○11番（藤川博和君） それは、町には単独で伐採届は事業者から提出されておりましたか。

○建設課長（島田誠也君） お答えします。

農業振興課に森林法に基づく伐採届が提出をされております。

○11番（藤川博和君） 今、森林法に基づく伐採法とありましたけど、これは森林法によると県知事の許可が要ると思うとです、伐採する場合は。これは、東禅寺地区はそういう伐採地域の範囲内に入っておったんですか。

○建設課長（島田誠也君） 今回の届出の区域については、急傾斜地の崩壊危険区域内の範囲にあるかどうかということについては、町では把握をしておりません。

○11番（藤川博和君） 今一番問題になっております熱海の件です。これは森林法で、開発の許可が1ヘクタール以上の場合は県知事の許可が要ると明記されておりますけど、あの場合は、熱海の場合は0.9ヘクタールだったのですかね。そういうふうに申請せんでもいいということで。だから東禅寺の採取場も、その1ヘクタール以下ですか、それともこれは以上になるとですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

本件につきましては、開発面積が1万平方メートル以下であるため、県知事の許可は必要ありません。

○11番（藤川博和君） 今、開発許可は要らないという答弁でしたけど、この急傾斜地域内では、1ヘクタール以下でも何も、許可申請あたりはせんでもいいのですか。

許可申請を出さんでも済むとですかということですよ。

○建設課長（島田誠也君） 議員が先ほどおっしゃられました東禅寺の入り口に書いてある急傾斜地の崩壊危険区域というところについて、盛土とか伐採とかいう場合には県知事の許可が要りますよと書いてある看板のことをおっしゃいましたが、急傾斜地崩壊危険区域内であれば、伐採、切土、盛土を行う場合は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事の許可を得る必要がありますが、今回のケースの場合、そちらの区域に入っているかどうかということにつきましては、町では把握はできておりませんので、その届出は一応必要ないというところで認識をしているところです。

○11番（藤川博和君） 今の答弁では、あそこの赤い範囲ですたいね。それ以外が、今採石場の範囲だろうということの判断で、そういう届出は必要ないということですね。はい。

それで、森林開発について、現在熱海で発生した土石流が問題になっているが、開発の許可を受けるには、開発の面積です。今言った1万平方メートル、それと盛土の高さ、それと土留めの工法など、こういうのは法的に一応基準は定めてあるのですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

森林法第10条の2の規定に基づく、林地開発許可制度の適正な執行を図るために、熊本県が林地開発許可制度実施要項で定めております。ただし、先ほど申し上げましたが、本件につきましては、開発面積が1万平方メートル以下であるため本要項には該当いたしません。

○11番（藤川博和君） 基準は1万平方メートルですね。すると今言われた高さは大体、熱海の場合は5メートルと新聞には報道されておりましたが、そういう基準はないとですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、開発面積が1万平方メートル以下ということですので、森林法の関係でいきますと該当いたしません。

○11番（藤川博和君） 東禅寺のことばかりになりますけど、東禅寺の採石場の目的は、山を切り崩して岩土を販売する目的とする事業として、県が許可されたと思っていますけど、山を切土したり盛土したり、木を伐採するに当たっては、幾つもの所管の管理がされていると思いますけれども、岩石採取場の管理は最終的にはどこが管理をするんですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

採石場の管理者につきましては、岩石採取計画の認可を受けた採石の事業者であります。また、許認可に係る所管ということであれば、法律ごとに所管の部署は替わりますけれども、いずれも熊本県が所管ということになります。当然、採石場が所在する当町の担当部局として、私ども商工観光課が大雨時の濁水の状況や採石場内の法面の状況など確認して、熊本県の所管であります、採石場の所管がエネルギー政策課ということになりますけれども、そこへ情報を共有することはございます。

○11番（藤川博和君） 今の商工観光課長の答弁では、大雨のとき、このときの濁流の状況が問題になるということでしたけど、この大雨の件で、この間熊日新聞の報道で、南関町では太陽光事業によって、森林開発による土石流が河川や農地に流出して相当な被害が出た

と新聞報道がありましたけど、東禅寺では今まで採取場からはそのようなことは起きておりますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

私どもで確認ができた範囲でございますけれども、令和2年7月に採石場の土砂崩れが場内で発生をして、隣接する民地付近までその土砂が押し寄せたものを1件確認しております。また、濁水の流出につきましては、令和2年の梅雨時期、それから本年の5月の豪雨時期、8月の大雨が続いたときに、大雨が降るたびに土砂を含んだ濁水が国道や用水路へ流れ込んでいることを確認しております。

○11番（藤川博和君） 今、濁流によって国道や用水路へ流れ込んだと言われたけど、この用水路に流れた土砂、そういう処理はどのようにされたか、確認されておりますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

土砂が流出したその都度、事業者によって浚せつといたしますか、用水路の泥揚げ等が隣接地については行われていたと承知しておりますが、その延長等については、把握しておりません。

○11番（藤川博和君） ということは、ただ用水路だけが被害に遭ってるんですかね。それ以外に被害に遭ったところがありますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

隣接する青雲市場等に土砂が近くまで来ていたというものは承知しておりますが、用水路関係の土砂の流入以外の報告等は、当課への報告等は現在あっておりません。

○11番（藤川博和君） 用水路が流れていくところですが、その下流のほうには全然被害が出ていないと思っているんですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

当然、水の流れはありますので、用水路でして、そこから田んぼ等への取水等も行われております。土地改良区また水利組合等に苦情等が寄せられているケースもあると思いますけれども、大きな苦情として当課で把握しているところはございません。

○11番（藤川博和君） 今最近私は散歩しますけれども、若宮口です、あそこにもものすごく今土砂が落ちているんですね、流れ込んで。これは大雨ごとに増えているということですね。これは、原因がそちらからだと思ってもいいんですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

商工観光課が所管しております若宮堰ふれあい広場内においても、赤色の土砂が確認をしています。ただ、大雨時多くの水が、雨が降りますので全てが、当該採石場から流出したものかというものは断定できませんが、少なからず影響があるものと認識をしております。

○11番（藤川博和君） 今、課長が言われた全てではなくても、今現在見てわかるるように、あそこの堤防のアスファルトには相当詰まっております。これは、どうにかならないんですか。町とすればですね。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

この岩石の採取については、県が認定する採取計画において、必要な土砂の流出の防止に対する対策が講じられるものとなっております。ただ、議員がおっしゃるように、現時点で土砂の流出が散見されておりますので、都度事業者また熊本県には、この状況については、しっかり情報共有をしているところです。

○11番（藤川博和君） なぜ言いましたかということ、結構あそこは散歩される人が多いとです。大雨のときは途中で帰らにやいかんとです、流水が多くて。だから一日も早く、そういうきれいなところを誰でも歩きたいからですね。それと今、南関でも濁水があったと言いますけれども、濁水の防止策というとは、そういう採石場あたりの計画書は出されておりますか。それともう1つ前に言うた、濁水によって、あの用水に去年まではホテルが見えていたんですね。今年はもう全然、5月の大雨以降は土石によって今年は見られなくなったんです。こういうのはちょっと原因はあると思いますけれども、それは因果関係はありますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

若干答弁が重複いたしますが、採石場内における災害防止対策の内容につきましては、採取計画の内容ですので、詳しく答弁することができません。しかしながら、熊本県が認可した採取計画において、予想される災害であります法面の崩壊、土砂の流出などの必要な対策は講じられるようになっているものと承知しております。

また、議員御指摘のホテルの件についてですが、おっしゃるようにホテルがいなくなったのが事実だとして、その原因が採石場からの濁水の影響であるかは断定できませんので、私からの明言はできません。しかしながら、濁水の流出自体については防ぐべき事象と考えておりますので、認可者であります熊本県へ引き続き情報提供をしたいと考

えます。

○11番（藤川博和君） 今、土石流の防止です。これは許可看板のところに、図面とともに絵図で描いてあったです。だから、この絵図どおりで大丈夫だったかということです。

○商工観光課長（鶴野修一君） 認可時では適当だったと捉えております。ただ、現状として、土砂の流出が起きているので、沈砂地の量であったりとか、流出対策が現状に即してなかった分はあったと認識をしております。

○11番（藤川博和君） 今言いました土石流は去年も来ているとです。それで、全然対策はされておらんとです、また。だけん、ある程度、要は山を崩して土だけになったから、これは盛土よりもひどいと、浮いた土は全部流れて落ちるとです。だから、その量というとは、相当なものと思うとです。そういう対策です。

例えば、ああいう採取場あたりは山の中か、そういうところが多くあって、ああいう道端に採取場があるのはまれです。だから、そういう計算がなかなかされておらなかったんではないかと思うとです。だから、今後稼働される場合は、そういうのを重点に、まず溜樹あたりを十分取って、そして土砂を蓄積しながら流すと、浄化槽と一緒にです。そういうシステムを整備してもらいたいと思うとです。

それによって、今言いましたホタルです。なぜホタルを言ったかということ、町長も御存じですが、あそこは、国道を挟んで暗渠の上流はゲンジボタル、下流にはヘイケボタルがおるとです。同じ用水にそういう両方のホタルがおるのは、ちょっとまれなところですよ。そういう貴重なところがなくなるということはやはり寂しいからですね。あえて言いよるとです。

それで、7月熱海の土石流によって、国から盛土の調査を依頼されたですね。ちょうどその日に採取場に調査が入っていたんです。これはどういう調査されたんですか。

○農業振興課長（井上辰弥君） お答えします。

調査の詳細としましては、町に提出されておりました伐採届による開発面積の確認が難しかったため、今年5月に県上益城地域振興局林務課より開発業者に対しまして、伐採区域と開発区域の面積確認のための測量を行うように指示があっておりました。7月8日に測量図面が県に提出されましたことで、現地で開発業者と林務課と町農業振興課が測量図面を基に杭の位置等を確認し、立ち会いを行ったものです。

○11番（藤川博和君） ちょうどタイミングよく、国交省から県に指導があって、多分私は、

採取場のそういう土石流の調査に来られたんじゃないかならうかと思ったんですよ。あの場合は、面積の調査だったんですね。

そのとき、今わかりましたけど、採取場調査の窓口は商工観光課ですね。だから、なぜ商工観光課がその場所に呼ばれなかったかをちょっと疑問に思ったんです。これは、商工観光課は御存じだったですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） 事後の報告はございましたが、今回の調査は森林法に基づく森林開発に当たらないかという面積確認調査でございましたので、当町からは農林企画係が担当したものと承知しております。

○11番（藤川博和君） 先ほどから言いますように、この横の連絡がないとですよ、ひとつも。採取場には、さっき言いました建設関係の盛土関係、切土関係です。それと森林開発は農政課。土地売買は商工観光課、この3つの課がこの場合は入っているですね。だから、その連絡は全然なくしてばらばらにするから、なかなかお互いの課長も苦労されると思います。それは、だから統一することはできないとですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。ありがとうございます。

今回の藤川議員の質問で、この3課長多く話す機会がありましたので、これを機会に今後しっかりと連携を取ってまいりたいと思います。

○11番（藤川博和君） 今現在、採取場は稼働が停止されておりますけれども、今後、これは再稼働がされるのはいつからか把握できますか。また、作業をされた場合、いつまでの工期で工事をされるかはわかりますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

採石事業者は採取期間の延長など、認可された採取計画を変更する場合、熊本県知事に対しまして、変更する採取計画の認可を受けなければならないとされております。また、その認可を行うに当たり、県知事は市町村の意見を聞かなければならないとされております。今日現在、県からの意見聴取はなく、それらについて承知してございませんので、お答えができません。

○11番（藤川博和君） ということは、まだ一応いつ再稼働をするかわからないということですね。だから、うちはものすごく静かです。

例えば、町はこの再稼働されるときは、この事業所等は安全対策、環境対策について、そういう話し合いとか、と同時に計画書あたりは提出させるつもりですか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

採石法には採取計画の認可に必要な採取計画に定める事項が規定してございます。その中に岩石の採取に伴う災害防止のための方法、それからその施設に関する事項がありまして、その中には、法面崩壊それから土砂流出、騒音などの対策を明記するようになっていきます。

議員御指摘のとおり延長に伴いまして、町が直接事業者へのヒアリングを行うことはありませんけれども、今後採取計画に基づく期間が延長される場合につきましては、県がその計画書を審査し、適正であれば認可されるという流れですけれども、先ほど答弁をしましたとおり、認可に当たって、その過程で町の意見というのも徴されますこれまでの状況を踏まえて、地域の不安を取り除くような事業者による着手前の地元説明会の開催のお願いや、先ほどからあっています濁水の流出防止対策をさらにもお願いをしたいと考えております。

○11番（藤川博和君） 今、課長の答弁に、着手前の地元説明です、これは最初されるときは全然なかったんです。個々の説明はされたかも知れませんが、地元が集まっての説明会というのは全然開かれてなかったんですよ。今回、次に再稼働されるときは、ぜひ地元説明をやって、やはり地元からも相当要望する人もおられますので、その要望書を聞いて、ある程度再稼働をしていただきたいと思いますし、その場合は、町が仲介に入って、そういうところの会を、あるいは催しを、説明会を開催していただきたいと思います。

それと、町は再稼働する場合、安全管理の対策や環境対策をどうするかというのは、あらかじめ考えておられますか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

採取場におきます災害防止や騒音などの環境対策につきましては、許可を受ける事業者によって計画され実行されるものであると承知しております。当然熊本県が認可しますので、認可される計画については、法令等を遵守した適正な計画であるものと認識しています。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、濁水など地域への影響が懸念されるものにつきましては、認可者であります熊本県知事に対して、しっかり意見を付したいと思いますし、万が一延長された場合に、こういった計画が守られない、また状況が改善されない場合につきましては、熊本県へまた情報提供をし、連携して対応してまいりたいと思

います。

○11番（藤川博和君） 今の課長の答弁はごもっともですけれども、そのとおりやっても、現時点は濁水は許可どおりの対策やってもオーバーしてくる。そういう事情は、県には伝わっておるとですか。これは、やはり役場のほうから一応県に要望してもろうて、その対策です。それと、崖崩れしたところはまだ土のうで積んであります。こういう対応を、安全な防災対策、これが1年経っても全然なされとらんとです。だから、そういうところをしっかりと県に要望していただきたいなと思います。でないと、住民の方がはなかなか安心されないと思いますので、いいでしょうか。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

今回の濁水の件だけではなくて、いろいろな場内で起こりかけている今の事象に対して、熊本県との意見また、その担当者については、都度事象が起きるたびに現地のほうに足を向けていただいて、しっかり現地確認等も行っているところです。

そういった中で、まだ満足できるような改善がなされないということに関しましては、再度の協議、また再度の是正、再度の指導が必要と考えておりますので、今後、延長がなされた場合については、その過程においてしっかり、私どもの意見を付して、協調して臨んでいきたいと思います。

○11番（藤川博和君） 質問の最後になりますけど、この工事の最終的な景色はどうなっていますか。要は、建物で言うなら完成するですかね。

○商工観光課長（鶴野修一君） お答えします。

認可された採取計画につきましては、採取後の法面崩壊防止のための災害対策、それから景観の維持などがされるようになっておりますので、この岩石採取場が閉鎖された跡については、事業者によって計画に基づく適正な方法がなされると承知しております。

また、熊本県から再度の延長に伴う採取計画の変更に関する町への意見等が求められた場合については、採取の対応について、特に周辺環境に影響がないよう取り組んでいただくよう意見を付したいと考えています。

○11番（藤川博和君） 課長も直接の担当ではないものだから、抽象的な答弁しかできませんけれど、要は、あそこの住民として、やはり最終的にどういう景色になるか。今後再稼働される場合は、まだ今日は出しておりませんが環境問題です。今相当な騒音があります。振動問題、これも岩盤で結構揺れます。こういうのを実際私どもは説明会を開いて

いただいて、そして県の担当者あたりが直接どういう図面持って、これが一番いいのは、例でかかっているのは市民病院ですね。市民病院はピットになって、とうとう工事は今止まっておりますもんね。やはり振動の問題、いろいろ。やはり振動があつて、相当家、それと自分の身体も痛みますから。だからぜひ、今後再稼働されるときは、住民説明会、これは絶対やっていただきたいと、県にも要望していただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君）　ここで3時5分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時52分　休　憩

午後3時05分　再　開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（池田浩二君）　休憩前に引き続き、一般質問を行います。

○9番（福永　啓君）　一般質問を行います。

熊本地震から5年が過ぎました。未曾有の被災が生じたこの御船町においても、震災からの復旧・復興、相当程度進んでいます。インフラや生活基盤、生活環境の復旧・復興等を物理的な、物質的なものは相当進む中で、創造的復興を図るにあたり、重要視されているのが心の復興です。それは、現在のコロナ禍においてますます重要性を増していると言えるでしょう。

しかし、心の復興は人々の内面に関することであり、復興・復旧の度合いが見えにくい、図りにくい部分があります。その心の復興に大変重要な役割を果たすのが芸術・文化ですが、現在やはりコロナ禍も加わり、重要性は増すもののこの芸術・文化に関する施策の実施や振興策については大変厳しい状態にあるのではないかと感じています。町として、また主に芸術・文化を担当する教育委員会の長として、芸術・文化をどのように理解し、地方公共団体として芸術・文化の振興をどのように考えているのかお聞きします。

個別の質問に関しては、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君）　福永議員の1、芸術・文化の振興をどう考えるかについて、お答えいたします。

芸術・文化は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互の理解を尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな

社会を形成するものであります。

本町では、令和2年3月に策定した第3期御船町教育振興基本計画において、基本目標として「文化の香りあふれ、スポーツの花咲く環境づくり」を掲げ、達成するための施策としてカルチャーセンターを核とした文化活動の充実や郷土の伝承文化、芸術継承に取り組むこととしています。

今後とも地域の伝統や文化を担う人材育成の取組みを行い、文化・芸術活動を発表する機会を提供し、より多くの町民が文化・芸術活動に触れることで、豊かな心を育むことができるよう支援を進めてまいります。

その他、個別質問については、担当課長から答弁させます。

○教育長（上杉奈緒子君） 福永議員の質問にお答えいたします。

私は県の生涯学習推進センター審議員をしております折に、美術館、博物館、演劇等の講座づくりに、企画をかかわっておりました。特に演劇のワークショップにおいては、講座生の心が解放されていく場面を目の前で見えておりました。苦しいときほど心を満たすものがが必要です。芸術・文化は感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものであると同時に、社会全体を活性化する上で大きな力になると考えております。

先ほども町長からありましたとおり、御船町教育委員会としては、御船町教育振興基本計画に基本目標「文化の香りあふれ、スポーツの花咲く環境づくり」を掲げ、カルチャーセンターを核とした文化活動の拡充、郷土の伝統文化・芸術の継承の施策を示しております。残念ながら、コロナ禍で本来計画していた芸術・文化活動については制限してしまっているところです。

また、本町には貴重な古墳や歴史的史跡等の文化遺跡が数多くありますが、震災以降手が付けられていない状況もあります。さらに文化・芸術の担い手不足も課題となっております。今後、文化・芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた取組みを展開する必要があると考えております。

○9番（福永 啓君） 答弁ありがとうございます。

このような質問は、実は前教育長も初めてここに来られたときにお話をお伺いしました。なぜかと申しますと、特に今新しい教育長がいらっしゃっても、なかなか町民の方々と直接お話しする機会が減ってきていると思います。私ども議会も懇親会ないし本当は歓迎会とか、それもなかったんですよね。そのように面と向かってなかなかお話をする機会

がない。この方は文化・芸術に関してどのようなお考えをお持ちなのだろうと、そういうことをやはり町民の方々にきちっと示していただくことも、これは非常に重要なことではないかと思って、このような質問をしております。

今回の質問は、インターネットで配信もされますので、「町長さんは文化・芸術について、今度、どぎゃん思っとなはっとな」とか、「教育長さんはどぎゃん思っとなはっとな」といったときに、これをどうぞ聞いてくださいと、こういう答弁がありましたよと御紹介もできますので、そのような形で、今は主に教育委員会としてこのようにしていきたいと、町としてこうしていきたいというお話でしたが、教育長、今までいろいろ教育行政にかかわる中で、個人的にこのようなことをして文化・芸術に対して私はこのような思いを持っているんだよというのがございましたら、ぜひお聞かせください。

○教育長（上杉奈緒子君） 私の人となりということで話せということでしたので。私は昨年度まで、実は崇城大学の芸術学部非常勤講師をしておりました。講座生に生涯学習概論という話をしていたんですが、その講座生たちが自分たちの作品を発表する機会があります。そういうものを見に行くときに洋画、日本画、写真、アニメだけではなくて、音楽や映像などICTを活用した学生たちの現代アート作品をたくさん見る機会がありました。芸術の幅広さを感じたところです。

先日終わったパラリンピックの開会式や閉会式でも、プロジェクションマッピング等の新しい手法を使ったストーリー性のある演出がなされておりました。芸術は人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、今後の文化・芸術の新たな可能性を感じたところです。

御船町の芸術・文化につきましても、新しい視点で地域の良さを生かすように、地域住民に対する仕掛け、身近に芸術・文化を楽しむことができるような取組みが必要だと考えています。私自身、御船町の史跡めぐりをした際に、震災後の史跡等がかなり傷んでいるということに心を痛めました。御船の文化・芸術を守るために何ができるかと今考えているところです。

○9番（福永 啓君） 御船町には、おっしゃるとおり素晴らしい遺跡等もございます。そして、御船高校には芸術コースもあるんです。このように、そして今、教育長がおっしゃられたように、芸術・文化は大変私も重要だと思っています。重要性の高いものだと思っています。

一方、やはり芸術・文化に関するいろいろな方とお話しする機会も、私もあります。その中に出てくるものが、「みんな重要とはいいなはつとですよ。そるばつてん、地方公共団体としてどうしても文化・芸術に関する施策、これは後回しになりがちじゃなかつてすか」と。「なかなかお金が付かんですもんね」とか、「なかなかそやん言いなはるばつてん、なかなかそやんでけんですもんね」という話はよくお聞きいたします。なぜ、そのような感覚を持たれる方がいらっしゃるのか。そして、その原因はどのようにお考えになりますか。

○教育長（上杉奈緒子君） 教育委員会といたしましては、御船町の文化・芸術の振興を図ることは重要であると考えております。現在はコロナ禍で教育委員会としても何もできない状況が続いております。その結果、地域住民が文化・芸術にかかわる機会が不足していると考えています。本来なら、音楽を楽しみたい、演劇を見たい、参加したいという欲求がありながらも我慢している状況だろうと思います。

芸術・文化は日常的に地域住民の身近な生活とつながっているものです。教育委員会といたしましても多くの地域住民が文化・芸術活動にかかわる場や機会を作るとともに、住民への周知を図る必要性があると考えております。

○9番（福永 啓君） 私も同意するところであります。しかし、それがなかなか進まないという理由の中に、これは私の考え方なんです、まず、芸術・文化というものに対する理解、これがなかなか進まない、進んでいないことかなと思います。

まず、芸術・文化です。これは、私たちは動物としての生存ですとか種の保存ですとか、結局犬とか猫とかは芸術・文化がなくても生きていけるんです。ですので、何か生きていくのに不必要なものではないか、そういう、という意識があるのではないかなというのを私は思っているんです。「それがなくたって生きたい」と、果たして私はそうでしょうかということを考えています。

実は、今皆さんがここにいらっしゃる議場なんです、これも芸術・文化ですよ。この形は誰が作りましたか。やはりそういう方が考えて作られるんです。洋服もそう、流れている音楽もそう、そして家に帰ってニュースを見られるんだったら、その前にだって音楽が流れるでしょう。好きな音楽、演歌でも何でもよかですよ。そういうものの中に、実は皆さん芸術・文化から縁遠い「俺は関係なか」と言われる方も、息の息を吸う、酸素を吸うように芸術・文化の中にいらっしゃって、その恩恵を受けているんです。逆にそれが

ない世界なんていうのはこの世に存在しない、人間社会じゃないんです。それを私は本当に強く感じるんですが、あまりにも当たり前であり過ぎて、自分がその恩恵を受けていることに気づきにくいがために重要視しないというような感覚が生じたりするのではないかなとも私は思うんですが、教育長、いかがお考えですか。

○教育長（上杉奈緒子君） 私も文化・芸術は日常的に当たり前になっているからこそ、失われて初めてその大切さに気がつくのではないかなと思っています。震災のときがそうでした。音楽によって勇気づけられたり、絵を描くことによって心が解放されたりといった場面を幾つも見てきました。芸術・文化は心を豊かにするために必要不可欠なものだと考えております。

御船町は音楽の町、恐竜の郷、5人の先哲などの先人たちが残した史跡等も多く残されている歴史の町でもあります。文化・史跡等も失われて初めてその価値に気が付くものです。だからこそ、日常的にその良さを発信していく必要性があると考えております。

現在、総合的な学習の時間に地域探検での史跡めぐりを取り入れるよう、学校に対して働きかけているところです。

また、社会科副読本の改訂をする時期になっており、御船の文化・芸術に触れる教材にしたいと考えております。御船高校の芸術コースには音楽、美術、書道が有名です。今後、幼・保・小・中・高・音大等との連携を図りながら、子どもたちから地域住民へと広がる取組みを進めていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） そして、これはもしかしたら最大の課題かもしれないんですが、芸術・文化振興における課題となると、やはり一番よく言われるのが、財政的面、お金の面じゃないかなと思います。芸術・文化はやはり費用対効果が見えにくい部分があると思います。ですので、財政支出が限られ、芸術・文化振興の障害となるとという一面があると考えます。やはり一部の方からは、芸術や文化は金ばかり食うて何も返ってきませんと言う方もいらっしゃいますし、やはり支出の優先度は低いと感じられている方もいらっしゃいます。

また、これは趣味や好みの世界なんですよ。そういうところに何でお金を使うとですかと、そういう批判を受けることもあります。しかし、果たしてそれは実際はそうなんだろうということなんですね。これも前回質問したときにも引き合いに出した本なんです、これはアメリカの経済学者ボーモルとボウエンが1966年に発表した有名な本、『舞

台芸術 芸術と経済のジレンマ』というのがあります。これは経済学者がお金の面から考えて、芸術・文化というものがそれに見合うものなのかということをケーススタディを基に書いた本です。これは古典です。

その中で、やはり一般的に考えてもらえればわかると思うんですが、例えばオペラとかを題材にしてあるんですが、オペラではフルオーケストラです。そして、演者がいて、バックにあんな美術家がいて、本を書く人がいて、劇場があって、それでどれだけお金がかかりますか。劇場に入ってくる人だけではペイはできない。これは、そこでだけではペイはできませんというのが基本なんです。じゃそれが、なぜこの20世紀で、ヨーロッパとかは戦争ばかりしていましたよ。その間に、財政破綻を起こした国はいっぱいありましたよ。そこでなぜそれが生き残ってきて、今の現代社会にあるのか。それは人間が必要であることに加えて、プラスそれをするのが経済的だったからという面があるということなんです。

その経済性なんですが、外部経済性というものがありまして、国家にもたらす維新、これは地方自治体の場合は、町にもたらす維新と言い換えてもいいと思います。あとは、周辺のビジネスにもたらすメリット、経済波及効果です。将来の世代への利益、教育的貢献、これがちゃんとお金として返ってくるものなんです、というように結論づけてあります。この結論は少なくとも、先進国の中では教育行政にかかわる方は、これをもとにした論文とか、これをもとにして予算付けとかをされている部分があります。

芸術・文化、経済への波及効果、将来世代への利益等についてですが、これを教育長はどのように認識され、今後、施策にどのように反映されていかれますでしょうか。

○教育長（上杉奈緒子君） 確かに、財政的な充実というのは大きな課題だろうと考えております。特に教育委員会で所管している御船町カルチャーセンターの使命は、誰もが本物の芸術・文化に触れることができるように保障することです。オーケストラや劇団、絵画など、本物に出会う機会を充実させることが必要だと考えています。

また、地域住民に見える形にする。より多くの地域住民が関わられるようにすることも必要です。日頃芸術や文化に触れる機会の少ない住民や地域に対して、そのきっかけを与え、働きかける使命があると考えております。自主文化事業として幼・保・小・中学校、御船高校、平成音楽大学校等とも連携しながら、何ができるかを模索していきたいと考えております。

また、カルチャーセンターの講座として郷土の歴史・文化を学ぶ場を提供していく必要もあるのではないかと考えています。今後、芸術・文化のまちづくりとしての取組みを工夫してまいります。

○9番（福永 啓君） 芸術・文化、これは教育も同じだと思うんです。人に対する投資なんです。これは道路とかと全く同じです。基礎インフラです。人間社会としての基礎インフラに対する投資なので、これを進めることが、ひいては芸術・文化の振興において、これを進めることが、これはひいては上質なまちづくり、活性化の一番のポイントであるのではないかなと私は考えるのです。住みたい町とか住んでみたい町、わくわくする町、これを作り上げるためにも、この心です、住民の心のインフラにある芸術・文化、これに対する振興、これは本当に進める、これはお金がかかることではなくて、お金を生む事業だと思って進めるべきであると思いますが、町長、いかがですか。

○町長（藤木正幸君） 文化・芸術は私たちに喜びや感動、心の安らぎなどを求めるのに利用されております。人生に潤いを与えてくれるものであると同時に、豊かな感性や創造性を育み人間形成にも大きく影響を及ぼすものであると認識しております。

本町は、古来からやはり芸術・文化には長けた町だと思うし、先人たちが築き上げたものも多くあります。やはり伝統文化を守っていく私たちの使命があると感じております。

今後とも、豊かな心、町民生活が実現するとともに、活力や魅力を高め、文化力の高い町を築いていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） 本当にこれ、素敵な町、やはりこういうところに人は住みたいんです。ちょっとやはり上質な町、すごい便利な町もそうかもしれませんが、便利な町プラス上質な町、素敵な町、特別感がある町、これには芸術・文化というのは非常に貢献しますし、大変重要なポイントです。お金も生みます。ぜひこのあたりに今後投資、中期的に投資をしていただければなという話で、ここの芸術・文化に関する質問は終わります。

次のところ、次の場面についての答弁を願います。実はちょっとつながる部分もあるんですが、中長期財政見通しと現状の財政状況について、答弁を願います。

○町長（藤木正幸君） 2、中長期の財政見通しと現状の財政状況について、お答えをいたします。

中長期財政見通しは、国の地方財政計画や人口動態の変化などを自然的、社会的情勢を踏まえ、町税や地方交付税などをはじめとする歳入予算と、町民ニーズや総合計画に基

づき今後展開される施策等を盛り込んだ歳出予算で試算するものであります。

平成30年度に策定した中長期財政見通しにおける令和2年度の歳出見込額は、熊本地震の復旧が完了するものと想定し、総額約77億円と、熊本地震前の予算と同程度見込んでいました。一方、令和2年度の決算を見てみますと、150億円を超える決算となっています。見込額と差が生じている主な要因は、熊本地震からの復旧事業の継続や新型コロナウイルス対応、インター周辺の開発等の特殊事情によるところが大きいものであり、遠からず落ち着いていくと思われます。

また、中期的にはふるさと納税寄附金という財政的プラス要素を維持していくことで、将来の御船町の発展に寄与する事業にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

今後は、社会保障費の増加や災害関連の公債費の増大等といった足元の状況を常に把握し、中長期の支出見通しを踏まえながら財政バランスを維持していきたいと考えておりますので、引き続き御協力のほうをお願いいたします。

その他、個別質問に対しては、担当課長より答弁させます。

○9番（福永 啓君） 平成30年に全員協議会において、当時の中期財政見通しというものを、皆さんお受け取りになられたかなと思います。その内容は大変厳しいものでした。毎年収支不足が発生し、令和10年にはもう財政調整基金は約3億円、これでは何か起こったときに絶対足りませんよね。そのようになってしまう。というように見積もられる財政中期見通しだったのです。

財政中期見通しは、毎年その都度更新されていると思いますが、現在、まず財政調整基金、この金額は震災前に比べてどうなっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

財政調整基金の残高についてお答えしたいと思います。まず震災前の平成27年度末の残高は、約12億6,600万円でした。今回の9月議会の補正後で、ほぼ同額の12億3,500万円まで戻しております。また、基金の総額で言えば、震災前の平成27年度末は15億3,200万円でしたが、現在はふるさと応援基金が増加しまして、令和2年度末で29億8,759万円となっております。

○9番（福永 啓君） 平成30年度に、私どもが得た資料では右肩下がりであったものが、逆に今積み上げることができて、右肩上がりの状況になってきているという答弁でした。

ここで副町長、ぜひ副町長にお聞きしたいと思います。副町長も、先ほど教育長とお

話したときと同じく、なかなか町民の方々と直接お話をする機会もなく、どのようなお考えをお持ちなんだろうというお話を私もお伺いしております。副町長の場合、やはり県の職員だったということもあり、外部からこの御船町に入って、御船町の財政状況とかも御覧になってきたのかなと思います。

そういう、過去でやってきたことを加えて、一行政マンとしてでも、綺譚のない意見を、御船町に入ってきて、財政状況を見て、どのように感じたか。御自分の個人的な意見も併せて言われて構いませんので、ぜひ綺譚のない御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副町長（宮本 正君） 御船町の財政状況を見てどのように感じるかというお尋ねでございます。

財政状況を見るに当たりましては、把握する幾つかの数値がございます。まず、普通会計規模を見ますと、標準財政規模の今は3倍になっております。非常に大きくなっている状態です。それは、先ほど町長が答弁されましたが、諸要因で歳入歳出予算が膨らんでいる状況にあります。これは置いときまして、歳入歳出の収支である実質収支というものがございしますが、これは例年黒字が続いております。

次に、財政の余裕度を示すと言われます財政力指数、これは一般的に使われる数字ですが、令和元年度が0.37でございます。数年来安定しておりますけれども、概して高いとは言えません。ただ、県内市町村の数字とたまたまですけど一致をしております。県内の町村の平均を若干0.03ほど上回っている状態です。

もう1つ、財政の構造の弾力性を示す数値に、低いほうが弾力性に富むとされる経常収支比率というものがございます。令和2年度で93.0、これは令和元年度は94.7でしたから、ちょっと下がっていいほうに向っております。ただ、県内町村の平均は91.5ですので、ちょっと上回ってまして、もうちょっと落ち着いた数字になってほしいなと思います。

それから、先ほど来ありますけど、起債による借金返済の費用が通常収入です、これに占める割合として、公債比率、実質公債比率というものがございしますが、令和元年度が8.2でした。2年度に10.1、少し上昇しております。これは、町長の答弁でありましたけれども、地震の復旧事業に起債をしておりますので、中期財政見通しの中で参入済みです。引き続き財政運営をする中ではどうしても注目していく数値ではありますので、しっ

かり見ていきたいと思います。

次に、将来の財政負担の度合いを示します将来負担比率というものがございますが、上昇が見込まれておりましたけれども、令和元年度の98.6から令和2年度の77.8とかなり減っております。主にふるさと納税が好調だったというところからでございますので、一喜一憂することなく、これはしっかりと見通しをつけていく必要があるかなと思います。

今、縷々述べましたけれども、財政状況を見る主な数値、ほかにも数値はたくさんありますけど、主なものを見たときに、未曾有の災害であった熊本地震からの復旧に多くの予算を投資したところから、そういうところを踏まえると、財政面はどうしても慎重にならざるを得ないとは思いますが。けれども、御船町の財政、これは最後に御意見ということでしたので、私のはっきりした認識で言いますと、現時点で財政状況は憂えるところはないと思います。

○9番（福永 啓君） 財政状況ですけど、私も自治体の比較とかやはり見ているんですよ。

必ず出ますからですね。決して、私は御船町の財政状況というのは数字上いいものではない。潤沢ではないとは思いますが、しかし、やはり副町長の認識と同じように、特別憂えるところのあるような状況では決してない。いや、今は逆に、この震災を経て、しかも、このコロナ禍の中で好転すらしつつあると。これは間違いなく好転しつつあるのではないかという状況であると感じます。

なぜそのように感じるかという理由は幾つかあります。その大きな理由はまず町税です。ふるさと納税の増といった自主財源の増加だと感じますけど。それに加えて、私はこれが非常に重要なところだと実は思っているんですが、町の原動力です。町は町民がいて町なんです。町民こそが町の原動力だと思うんですが。その町民の人口の変化、これに注目したいと思っています。

前回の議会の行政報告で国勢調査の結果が報告されました。御船町の人口は、前回の国勢調査に比べて減っていますという報告がなされました。現状、御船町の人口は、国勢調査は4年に1回ですから、推計人口がどのように、御船町は一応将来的にどのように人口が減っていくでしょうか、推移していくでしょうかという推計を、まち・ひと・しごと総合戦略の会議の中で出しています。その推計に比べ、御船町、今現在の御船町の実際の人口の推移はどうだったのか。それをどのように推移してきたのか。それをお示しいただけますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

町の人口の推移についてお答えします。まず、国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとに推計人口を公表しております。平成25年に公表されました御船町の令和2年度における推計人口は1万6,816人です。震災後の平成30年に公表された御船町の令和2年度における推計人口は1万6,511人と推計されております。

町の住民基本台帳に基づく令和2年12月末時点の本町の人口は、1万6,972人で、どちらも社人研が出しております推計人口より実際の人口が多くなっております。また、推計では、町の人口は今後も右肩下がりとなっておりますが、本年8月末時点の本町の人口は今現在1万7,031人となっており、推計とは逆に人口増に転じているところであります。

○9番（福永 啓君） よくテレビとかで出ますよね、田舎の町の人口はこう減っていったって、何年後には半分になってきますよ、消滅しちゃいますよみたいなのが出ます。そういうのは、各市町村に対して出されているんです。御船町に対しても出されています。そうやって、国の機関が推計した人口よりも実は今御船町は上回ってきているんです。

それどころではなくて、この表を皆さんにお配りしたんですが、この表を御覧ください。まず、これが御船町です。御船町はこうやって減ってきました。そして、地震でゴンと減りました。ゴンと減って、後に実はちょっと逆に今反転してきています。確実に反転起点が見えてきています。ほかの市町村はどうでしょうか。甲佐町を見てみましょう。甲佐町があまり人口は変わらなかったんですが、このあたりから緩やかにずっと右肩下がりを続けていた。震災のときも、そんなに震災に対して特別下がったわけではないんですが、右肩下がりをずっと続けてきました。

それでは、山都町です、実はこれからこれまでが2,000で出してみたんですが、わかりやすいように。その2,000の枠内に収まりません。これを、じゃあどうすればいいかというと、倍にする。4,000にしてやっと収まりました。ここも10年間の期間の間に4,000人も人口が減っているんです。

では、震災がすごいひどかった益城町はどうなのか。これが益城町の図です。益城町は震災以前は人口が右肩上がりに上がっていたんです。それがドンと落ちました。落ちましたが、低迷期を経て、今少し人口が戻りつつあります。しかし、震災前までには戻っていません。

では、嘉島町は、これはずっと右肩上がりなんです。御船町の逆みたいな形で右肩上

がりだったんですが、地震でちょっと低迷しました。しかしまた右肩上がりになってきています。

ここで、おわかりになった方もいらっしゃるかなと思うんですが、御船町なんですが、上益城郡内で御船町だけなんです。何が御船町だけかという、震災以前は確実に右肩下がりです。そしてほかのところも、益城町、これも右肩上がりで下がった後、この右肩上がりになってきた。震災以前の姿を取り戻したというのが嘉島町なんです。ほかのところはずっとその傾向を、だから傾向的には同じなんです。上昇の傾向の町であったところは、震災後1回落ち込んだけれども、また上昇してますというところなんです。ほかのところは震災前にずっと落ち込んでいて、また震災後も同じような道をたどっています。

御船町は、これが震災以前、これが震災以後です。確かに落ち込みましたけど、違う種類のカーブをたどってきているんじゃないかなと思っています。これは上益城で1つだけしかないんです。このように、これを確かなものにしてしまえば、本当に御船町はこれから人口が元に戻る。いや増える可能性すらあるんじゃないかなと思うんです。

これを今お見せした理由、これはなぜこのようになっているか、それについて、課長はどのように分析されますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

御船町では、令和元年度より転入者が転出者を上回ってきております。これは、移住者から見ると、御船町は住みやすい町と見られていることだと思います。町中心部に医療機関、スーパーマーケットまた警察署、消防署、役場、上益城振興局などコンパクトにまとまり、国道445号・443号並びに3つのインターがあり、どこに行くにも道路アクセスがよく、利便性に優れているからだと思われます。

また、御船町が熊本地震からの創造的復興を達成するための復興のシンボルと位置づけましたコストコ誘致、これに成功したことが大きな要因となっており、移住者より御船町はわくわくする御船町として評価されたものと考えております。

○9番（福永 啓君） コストコ、これは大変大きかったと思います。しかしコストコ効果だけではない。やはり、そもそもこの御船町が持っている町としてのポテンシャル、これが大変大きな伸び代があったということだと私は思っています。

熊本県内、先ほどの推定人口なんですが、熊本県内において、2040においても人口増が推定される町、市町村、これは3つあるんです。菊陽町、合志市、大津町、この3つだ

けなんです。県内で2040年も人口が増になるでしょうと、国の機関が推定している町はですね。この地理的要因を考えてみてください。菊陽町役場から熊本市役所まで、わかる方もいらっしゃる、わからない方もいらっしゃると思うんですが、御船町とほぼ同じ距離なんです。合志市と大津町、これは逆に役場と市庁舎間だったら、御船町よりも遠くなってしまう。時間もそうですよね。車で行く時間は、菊陽町から熊本市役所までがまあどっこいどっこいかな。そして合志市、大津町だった逆に遠いんです、鶴屋までは。しかも、御船町にはその3町にはない中山間部がある。これは決してデメリットではなくて、大きなメリットだと考えます。日本の原風景が広がって、そこに高速道路のインターまでであると。交通の便にも優れている。近年は本当に若い移住者の方々も多いんです。このような町としてのポテンシャルが発揮できていること、これがひいては町財政の健全化につながるのではないかと考えているのですが。町の中期財政見通し、このようなものの中に、このような町のポテンシャルですとか距離性ですとか、人口の増え方とか、そのようなものは見込まれて財政中期見通しを今は立てられているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

確かに議員がおっしゃるとおり、今の御船町、これには大きな可能性が秘められていると私も感じております。しかし、この中長期財政見通しにおきましては、国の地方財政計画とか、町民のニーズ、総合計画に沿って厳しく見積もっております。また、町発展の可能性まで十分に際しているものではございません。

○9番（福永 啓君） 今立てられている財政中期見通し、これに関して、そのような何か町のポテンシャルですとか、もしくは人口増ですとか、そういうことを盛り込むのは数字的に難しいと思います。ただ、結果としては、必ず今好転してきているような気がするんです。

町の財政状況なんです、町の貯金である財政調整基金、先ほど答弁にもありましてとおり、震災前とほとんど同じになってきてます。これって、いっぱいあれば助かるかもしれないけど、あの熊本地震を乗り越えた財政調整基金までは戻ったんです。もうちょっとやそっとの災害で枯渇することはないはず。そして、財政の大きな柱である町税の推移を見ていただきたいと思います。これもお手元にお配りしていると思うんですが、これが歳入、町税の総合の歳入の推移です。震災で大きく落ち込んだ後は右肩上がりになっていますよね。これがV字回復を果たし、これはコロナ禍にあったにもかかわらず、何

とかこの最後の年度はこのように回復を果たしています。

それとあと1点、ふるさと納税ですが、このグラフはすごいですよね。これはゼロからの伸びです。以前は、ほとんどなかったんですね。藤木町政以前はほとんどなかったんです。こうこうこうやって、これからこの勢いでグッと伸びてきて、今これです。これをじゃあ、今の、こういうグラフを作っちゃいました。2つ合わせちゃいました、ゼロからです。合わせちゃったらここの変化は見えにくいんですけど。今現在は、このふるさと納税が町税の総額を抜いちゃっていますね。このような波が私は来ていると思っております。

最近、マスコミでもたびたびニュース等で御船町の取組みが紹介されています。これはコロナ禍にありながら、今現在、私は確実によい波が御船町に来ているように感じます。

町長は、外でいろいろお話を、外部の市長とか首長とかとお話しされることもありますから、そういうような感覚はいかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 今、御船町には確実によい波が来ていると私も受け止めております。

事実、ほかの自治体の首長からもそのように評価を受けることがあるし、うらやましがられているのも確かであります。しかし、それは町民の皆さんの思いや行動、議員の皆様、町職員の思いや行動の結果であり、私がどうこうした結果ではないと思っております。

また、コロナ禍で厳しい生活を強いられている町民の方々や事業所の方も多く、まだまだ町民の方々に御迷惑をかけているところも多分にあると思っています。確かに町財政を含め、好転している部分もありますが、決してそれに慢心することなく、また好転しているよい波をしっかりと捉えながら、着実に町全体の福祉向上のために努力をしてまいりたいと思います。

○9番（福永 啓君） 町長は、藤木町長の町政が誕生して、さあ今からと、翌年が熊本地震ですよね。熊本地震が過ぎて、大変な時期が過ぎて復旧・復興、そして、去年一昨年かなにか、まあ、これからじゃあ復旧から復興への始まりの年度だという話をしたことがあると思います。そしたら今度は、コロナのパンデミックです。もう図らずもこんな時期に、ようもう本当町長になって、それは大変だったなと思いますよ。大変な苦勞だったことは十分に理解しています。それまでに行政経験があったわけではなくて、そしてこの時期になって、この一定の成果を出していらっしゃることは、大変高く評価する一方で、これはやはり町民の方々も同じように大変だったということなんです。熊本地震やコロナ禍の中で、町の財政は厳しかと、だけんあれを我慢して、これを我慢して、あれば我慢せいと

言われてきたっですたい、町民の方々も。そして、我慢強く頑張っていた。それが今このように、さっき町長も言われましたけれども、よい波が来ている。成果として現れているんじゃないかと私は思っているんです。

コロナ禍で、コロナ禍がまん延して、一方でコロナ禍ですら財政状況は好転している。企業誘致が進んでいる。人口も好転してきている。これって雰囲気としてよくなったんだなというのではなく、きちんとした、若干の策等はあると思うんですね。コロナ禍で好転してきている町、これは、私は本当にいい波が来ているのだと思います、今。だからこそ、この波をしっかりと捉えなければならないと。

これは芸術・文化にも続くんですけど、前回質問したことにも続くんですけど、治水対策です。これも経済効果は高い、見えにくい、さっき言った文化・芸術です。陳情にも上がっていた子育て支援、今日は朝午前中に3つありました子育て支援、そういう、これらの事業についてもいい波が来ている今こそ、私はきちっと推し進めるべきだと強く感じています。

それは、コロナ禍でできない部分も多々あるでしょう。しかし、そういうものに関してもできないから、じゃあコロナが終わってからじゃ駄目なんです。きちっと今から具体的計画を始めて、コロナ禍から一定の出口が見え始めた時期に、一気に推し進めなければならないと感じています。

このいい波を捉えるために、企画財政課長、どのように考えていらっしゃるか、お考えを聞かせてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

ここ数年の町の予算執行におきましては、まず平成28年の熊本地震からの復興・復旧を優先しておりました。また令和2年度からは、コロナ対策事業を最優先としてきたこともありまして、町民の皆様に我慢を強いた部分があったことは十分これは認識しております。

先ほど議員が述べられました様々な事業の実現に向けましては、コロナ禍の収束時にいち早く実施できるよう、今から計画を検討し、事業推進に向け、関係各課と協議を重ねていきたいと考えています。今現在、このいい波に乗っていきたいと考えております。

○9番（福永 啓君） ぜひいい波に乗っていただきたい。確かに財政が好転したとかいっても、何かすごい潤沢になったとかいうわけでもないんです。しかし、財政の健全化という

のは健全化することが目的ではないんですからね。町民の、あくまでもこれは健全化は住民自治、団体自治といった地方自治の本旨に従った町民全体の福祉、町内の活性化が目的です。そのために財政の健全化を行うわけです。町民の思いにかなう政策を推し進めるために、今からいろいろな計画を進めていかなければならないと思います。その際に、やはり私はいつも心にとめていることがあるんです、議員になる前からです。前は、どうしても町が計画を立てて、その後に町民に理解を求めると、周知を求めると。周知し、町民の理解を求めるという方向性だったんです。これから完全に脱却していただきたい。やはり町は町民の思いをよりよい方向で実現するための事務局という方向性に、施策立案の際にも、そういう方向性に切り替えていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか、町長。

○町長（藤木正幸君） それは、町長は町民の思いをかなえるコーディネーターだと、選挙戦から私は唱えてきたところであります。震災やコロナで十分に果たしているとは感じていない部分もあると思いますが、今もその気持ちは変わっておりません。今後も町職員一丸となり、町民の思いをよい形でかなえられるコーディネーターとしての役割を全うしていきたいと思っています。

今、町職員に一番思いを伝えなければいけないのが、このコーディネーターのあり方だと思います。人と人をつなぐコーディネーター、地域と地域をつなぐコーディネーター、それを形にできるのも私たち職員であるし、よりよい町政を作るために、コーディネーターとしての役割を町職員一丸となって頑張ってもらいたいと思います。

○9番（福永 啓君） 町民の方々はいろんなことを言いなはるすよね。「あがんせにやいかん、こぎゃんせにやいかん」てですね。「ああ、そぎゃんですか」って、「それなら、こぎゃんしなはつとよかつじゃなかですか」「こういう方法がありますよ。そっちがもっとよりよくなりませんか」という町民の方の思い。皆さん、悪意から言っていらっしゃる方は1人もいらっしゃらないんです。やはり町をよくするためには「こるばせにやいかん、あるばせにやいかん。それは議員も一緒ですよ」と言いなはるわけです。「ああ、そうですか。それだったらこのような形にしていけば、もっとよくなりませんか。じゃあ、これがいいんじゃないですか」というような、よりよい形で施策として実現していただけるような執行部、町長のあり方であってほしいと。当初そのようにおっしゃっていたので、いつまでもそのような形であってほしいと思います。

これをもちまして、一般質問を終わります。

○議長（池田浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時00分 散 会